

平成 29 年 6 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

平成 29 年 6 月 14 日（水曜日）

議 事 日 程 第 1 号

平成 29 年 6 月 14 日（水曜日）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 39 号 専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 5 議案第 40 号 専決処分事項の報告について（八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 6 議案第 41 号 専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 7 議案第 42 号 専決処分事項の報告について（八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 8 議案第 43 号 専決処分事項の報告について（八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 9 議案第 44 号 専決処分事項の報告について（平成 28 年度八峰町一般会計補正予算（第 7 号））
- 第 10 議案第 45 号 専決処分事項の報告について（平成 28 年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号））
- 第 11 議案第 46 号 八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 47 号 八峰町犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 48 号 損害賠償の和解について
- 第 14 議案第 49 号 平成 29 年度八峰町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 議案第 50 号 平成 29 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

- 第16 議案第51号 平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第52号 平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第18 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第19 発議第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書について
- 第20 陳情第4号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情について

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	佐々木高
会計課長	吉田一夫	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	日沼正明
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
企画財政副課長	和平勇人	産業振興副課長	成田拓也
福祉保健副課長	今井利宏	農林振興副課長	浅田善孝
建設副課長	内山直光	沢目子ども園長	川尻滝子
埴川子ども園長	堀江千秋		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書記 吉元和歌子

---

午前10時00分 開 会

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成29年6月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る5月12日と6月7日の2日間、議長同席の下、全委員が出席し議会運営委員会を開き、5月26日付けで議長から諮問のあった平成29年6月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から16日までの3日間とし、日程表については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から16日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成29年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、春の行政協力員会議を4月28日に開催し、今年度の町の主要事業を説明して、ご理解とご協力をお願いしたところであります。

次に、4月18日から19日にかけての強風による被害状況について申し上げます。

今回の強風による建物被害は、屋根や外壁の剥離、シャッターや窓ガラスの破損等13件が報告されており、風向きの影響から八森地区に被害が集中しております。幸い人的な被害や避難するなど大きく生活に支障の出た世帯もなく、一安心したところであります。

次に、5月5日、八森地区の林道山内線で山菜採りに入山した町内の女性1名が行方不明となり、遭難対策本部を設置し捜索したところ、5月6日の午前6時40分頃、自力で下山中の本人を無事救助することができました。5月6日早朝から捜索にご協力くださいました警察、消防署、消防団、猟友会、地元の方々などに心から感謝申し上げます。

また、5月10日、町内の親族に身を寄せていた能代市の75歳の男性の方が行方不明となっております。翌日、ご親族からの捜索願を受け、午前9時頃から八峰消防署、消防団、警察等を含め55人体制で捜索を行いましたが、発見には至りませんでした。その後、5月23日に青森県深浦町で身元不明の遺体が発見され、DNA鑑定の結果、6月9日にご本人と確認できた旨、ご親族から連絡いただいております。

5月28日に八峰町防災訓練を特別養護老人ホーム「松波苑」を主会場に、日本海沖合いで巨大地震が発生し、秋田県沿岸に「大津波警報」が発令されたという想定で実施しました。

当日は、早朝から松波苑の入居者をはじめ、施設職員、八峰消防署、町消防団、地域住民など150名の方々から参加いただき、八峰消防署の解説を交えながらマイクロバスや

車椅子での避難訓練、町消防団による火災防御訓練、地域住民の皆さんによる初期消火訓練などを行いました。また、沿岸部の自治会においても、各自治会独自の計画による津波避難訓練が実施されました。

訓練に参加くださいました松波苑の施設利用者並びに職員の皆さん、そしてご協力くださった八峰消防署、町消防団、警察、交通指導隊、地域住民の皆様には心から感謝申し上げます。

6月9日午後3時頃、滝の間地区で火災が発生しましたが、消防署及び消防団による懸命な消火活動により、周りへの延焼もなく物置小屋1棟の火災で食い止めることが出来ました。今後は、消防団や消防署など関係機関と連携して、より一層、火災予防に努めてまいります。

次に、全町一斉清掃について申し上げます。

春季の全町一斉清掃が4月16日に行われ、早朝からたくさんの町民の皆さんが参加してくださいました。

例年のように、八森地区においては町内の側溝の泥上げや漂着ごみなど地域周辺の清掃を、峰浜地区においては地域の道路脇に捨てられている缶・ビン・ペットボトルなどを拾い集め、指定場所に運搬していただいたところです。

集められたごみは、可燃ごみが約1,180kg、不燃ごみが約1,540kgで、昨年に比べると、可燃ごみで約790kg、不燃ごみで約100kg減少しました。全体では約890kgの減少となっておりますが、不法投棄された自動車のタイヤ、テレビなどの粗大ごみも多く、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施して参ります。

一斉清掃に参加してくださいました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、7月8日に計画しております八森地区海岸清掃にも町民多数のご協力をお願いいたします。

次に、情報セキュリティ強靱化対策についてであります。国の行政機関との情報連携やマイナポータルの試験稼働が7月に予定されており、今後、特定個人情報を使用する機会が増加します。本町においては、住基・保険・税情報などを扱う基幹系と呼ばれるシステムと、庶務管理・財務会計などを扱う内部情報系のシステムからインターネット系のシステムを完全分離し、外部からの不正なアクセスを遮断する作業が終了し、情報セキュリティ職員説明会を行って、特定個人情報の適正な管理に努めております。

今後も、安全管理措置研修などの職員研修を通じて職員のセキュリティ対策意識を高め、適正な特定個人情報の取り扱いに努めてまいります。

次に、がん検診の平成28年度受診状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

乳がん検診の受診率は対前年比2.9%減の48.4%、子宮がん検診は6.1%減の41.1%となっております。肺がん検診は対前年比2.3%増の42.9%、胃がん検診は1.7%減の30.1%、大腸がん検診は0.7%増の42.4%となっております。

昨年度に比べ子宮がんと乳がん検診の受診率が減少するなど、全体的に受診率は伸び悩んでおりますが、肺がん、大腸がんの受診率は国の目標受診率40%を超えており、受診を勧めるコールリコール事業の影響が顕著に表れており、今後も対象部位を拡大しながら継続して実施することなど、受診しやすい環境を整えて受診率の向上を図り、早期発見・早期治療ができるよう努めてまいります。

次に、4月より受付を行っております臨時福祉給付金（経済対策分）の申請状況ですが、支給対象者予定者2,002人のうち、5月末現在で1,833人（91.5%）の方が申請を済ませております。いまだ請求されていない169名の方々には、ダイレクトメールを送付しております。この給付金は、平成26年に実施した消費税率引き上げに伴う緩和策で、1人当たり1万5,000円を支給するものです。

次に、これまで行われた、主な観光イベント等について報告いたします。

4月16日、御所の台ふれあいパークを会場に、ボランティアによる桜の植樹会を開催しました。この事業は、リゾートしらかみ運行開始20周年と、10月1日に開業20周年を迎えるあきた白神駅のプレイイベントとして開催したもので、10種類、180本の桜の苗木を植樹しました。

当日は、朝からどんよりとした天候にもかかわらず、およそ100名もの皆様にご参加いただき、開会式で植樹の説明を受けた後、1組につき3本の苗木を植樹し、終了後には全員で記念撮影を行いました。

この日植樹された桜の苗木は、日本桜の会から譲り受けたものですが、今後、植樹した参加者から愛着を持っていただくため、周辺の除草作業などのイベントにも参加を促すこととし、次年度以降も桜の植樹を継続して行う予定としております。

5月27日、ぶなっこランドを会場に「白神山地八峰町ルート安全祈願祭」を行い、この1年間の山での無事故を祈りました。引き続き関係者による「山開き式典」と「テープカット」を行い、その後自然観察会「ミネザクラを見よう」へ参加する皆さんは、バスに分乗し二ツ森登山道入り口を目指しました。

二ツ森山頂までは八峰町白神ガイドの案内を受けながらの登山でしたが、小雨が降り

しきるあいにくの天候で、山頂から周りの山々を眺望することはできませんでした。参加した25名方々からは、春霞と残雪が生み出す幻想的な白神の自然を満喫いただきました。

5月17日、深浦町において環白神エコツーリズム推進協議会総会が開催されました。この協議会は、白神山地世界遺産地域とその周辺地域のエコツーリズムを推進するため、白神山地周辺の7自治体と国・県それぞれ2機関の合わせて11団体で組織しており、総会には24名が出席しました。

平成27年度から2年間会長を務めて参りましたが、協議会設立時から長年の懸案であった、世界自然遺産・白神山地やそれを取り巻く環白神地域の情報を一体的に発信するワンストップ窓口「白神山地ステーション」を設立させるなど、一定の成果を上げることができました。

平成29年度からは担当が深浦町に移りますが、今後、「白神山地ステーション」をさらに充実させることにより、観光客の利便性が大いに図られ、白神山地と環白神地域の魅力が全国に発信できるものと期待をしているところであります。

次に、ハタハタの里観光事業株式会社の平成28年度経営状況についてご報告いたします。

昨年は、北海道新幹線開通や改修した近隣の温泉施設などに客足が流れたほか、老朽化したトレーラーハウス4棟を撤去したことなどの影響により来館者が減少し、全体的に売り上げが伸びず、前年と比較して大きく減収減益となっており、全体の売上高で見ますと、前年比93.5%、1,506万9,000円減の2億1,723万2,000円となっております。また、当期純利益は、前年比241万1,000円減の293万8,000円となっており、今後、経営改善のため、役職員一同、サービス向上に向けて取り組んでいくこととしておりますが、町としても連携・協力しながら経営改善に取り組んでまいります。

また、現在、平成28年度に湧出した新源泉の有効活用を図るため、ハタハタ館の充実のもとより広く産業振興や地域振興を図るため、関係課長などによる新源泉利活用計画庁内会議を開催し素案を策定中で、今後は民間事業者、議会代表、地域おこし団体の代表者などで構成する「利活用計画検討会」を設置し、「新源泉利活用計画」を策定する予定としております。

なお、これら計画策定に要する経費について補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、放流事業について報告いたします。

4月10日、小学校4年生を対象に、日和見橋下の真瀬川にて八峰町少年少女水産教室を開催しました。この事業は、平成23年度のサケマスふ化場閉鎖に伴い休止となっていたサケの放流事業を平成27年度から再開したもので、当日は町内小学校の4年生30人全員が参加し、秋田県水産振興センターの職員から説明を受けた後、約5cmの稚魚15kgを放流しました。

一方、6月2日には、水沢橋下の水沢川でアユの放流事業を実施しました。この事業は、峰浜地区で合併前から「岩子桜の里」との共催事業として実施しているもので、この日は峰浜小学校5年生26人が参加して行われました。小雨ではありましたが、体長7、8cmの稚アユ60kgが子どもたちの手によって放流されました。

これらの放流事業を通し、水辺の環境保全、魚の生態や水産業に対する関心を培い、将来の漁業及び水産業の担い手育成に生かしていければと考えております。

次に、農林業関係について申し上げます。

はじめに「平成30年産米への対応」についてですが、去る5月16日、八峰町農業再生協議会通常総会が開催され、「生産の目安」に関することを検討する平成29年度事業計画などが承認されたところです。

既にご承知のとおり、国では平成30年産米から生産数量目標の配分を廃止することが決定しています。このことから、県では、県全体の「生産の目安」を10月から11月にかけて公表する計画となっております。これを受けて、地域段階の生産の目安の提示や販売計画の生産現場への情報提供など、農家や集荷業者が生産量を判断できる環境づくりが課題となっております。

町農業再生協議会では、生産の目安に関する幹事会を月1回程度の予定で開催し、方針案がまとまり次第、臨時総会を開催し、会員の意見を踏まえ、今後、町としての方向付けを決定する予定であります。

次に、峰浜培養等菌床シイタケの生産実績について報告いたします。

菌床シイタケの生産は、現在、個人農家と峰浜培養を含めて12経営体が栽培を行っております。

平成28年度の販売実績は、数量が746t、税抜き金額が7億4,800万円であります。平成27年度に比べて、数量で45t、金額で5,500万円上回る結果となっており、順調な生産・販売状況となっております。主な販売先は、横浜や東京など青果市場への出荷が約6割、

大型デパートやスーパーなどへの直売が約4割の実績となっております。

次に、有限会社峰浜培養の経営状況について報告いたします。

第24回定時株主総会が5月26日に開催され、平成28年度事業概況報告、貸借対照表、損益計算書などが承認されました。

平成28年度は、製造したホダを223万9,000本販売したほか、直営ハウスの生シイタケとの総販売額は3億3,000万円の実績であり、会社全体としては2,940万円余りの黒字決算となっております。

平成29年度は、培養工場部門で高品質ホダの生産に努め229万本販売するほか、直営ハウス部門は2棟での管理運営となりますが、ホダづくりの実証栽培を主体にした施設管理に努める計画とし、会社全体の当期利益金760万円を計上しております。

次に、おがる八峰しいたけプロジェクトについて報告いたします。

まず、ホダ製造建屋と事務所棟については、県の営繕工事単価が5月1日から変更になったことから、設計金額の見直しを行い工事発注したところであります。

また、培養棟と栽培棟については、ホダの製造個数を確保しつつ建設費を節減するため、建築面積や構造、材料などを精査・検討した結果、全体予算額の7%程度節減できる見込みとなっております。

ホダ製造建屋をはじめとする全ての建物については、年明け早々に試験操業ができるよう、年内の工事完成を目指して進めたいと考えております。特に工期が半年程度と見込まれる「ホダ製造建屋工事」については、今議会に「工事請負契約締結案」を追加提案する予定ですので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、新たに湧出した「八森いさりび温泉」の分析結果について報告いたします。

泉温は56.8度と高温泉に分類され、湧出量は動力揚湯で毎分250リットル、pH値は7.1の中性であり、泉質はナトリウム・硫酸塩・塩化物温泉となっております。知覚的試験では、微褐色透明、無臭で微弱な塩味を有することです。浴用の泉質別適応症としては、切り傷、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症などに効果があるとされています。

なお、可燃性天然ガス測定において、ガスの発生は検知されておられません。

これらの分析結果から、既存の源泉と比較し泉温が10度ほど高いほかは各種成分においてほぼ同じ数値が示されており、現在利用している温泉と同質のものと認識しております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、子ども園についてであります。

平成26年11月に統合により開所した八森子ども園は、なお一層の良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育事業を行うことを目的に、2年間の職員の研修や研鑽を経て、今年度4月1日に、保育児童数59名、職員が園長以下24名をもって、幼稚園機能と保育所機能の両方を併せ持つ単一の施設「幼保連携型認定こども園」として新たにスタートいたしました。今後は、保・幼・小の連携を推進し、幼児保育・教育の拠点として、なお一層の充実を図るよう努力してまいります。

また、峰浜地区の子ども園の統合につきましては、昨年度「峰浜地区子ども園のあり方に関する検討会」からの「統合すべき、さらに園舎は新築すべき」との答申をもとに、統合の時期、建設場所、そして認定こども園への移行など、早急に検討するため検討委員会を設置することとして、その予算を今議会に提出いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、学校運営協議会について申し上げます。

少子高齢化の加速、それに伴う人口の減少は学校においても大きな問題であり、もはや学校だけでは教育を語ることのできない、地域をもって支えてもらわねば成り立たない状況となっております。

この状況に鑑み、地域と一体となった学校づくりを目指すべく、平成29年3月に八峰町学校運営協議会規則を制定し、町内全ての学校に協議会を設置することといたしました。そして5月17日に、地域住民、学校長、保護者会代表、学識経験者など20名を委員として委嘱したのち、第1回学校運営協議会を開催し、当町の学校運営協議会の取り組み等についてコミュニティ・スクール・ディレクターが概要説明を行い、続いて各校が教育目標及び学校経営方針、教育課程の編成方針について説明し、協議会で承認されました。

今年度は、今後3回の協議会と2回の講師を招聘した会議等の開催を計画し、各校の特色ある教育実践を大切にしつつ、より地域とともにある学校として、学校・保護者・地域住民の協働により将来の八峰町を支える人材の育成を図り、持続可能な学校、地域づくりの推進を図ってまいります。

なお、コミュニティ・スクール・ディレクターには、昨年度末まで校長職を勤められ、最も地域に明るい地元出身の川尻茂樹氏を適任者として任命したことを報告いたします。

次に、5月31日に行われたチャレンジデーについて報告いたします。

5月中旬から各自治会内にのぼりが立ち、例年以上に盛り上がりを見せた当町のチャレンジデーの参加率は69.4%で、目標だった70%にはわずかに届かなかったものの、昨年に比べ4.8%も伸び、金メダル獲得ラインである61%を大幅に上回る成績でした。

対戦相手の一つである神奈川県真鶴町には7.4%上回って勝利し、もう一つの佐賀県玄海町には3.8%差で敗れ、1勝1敗の成績でした。

また、当町で独自に行っている「自治会チャレンジデー」については、第4回実行委員会で各グループ1位の自治会を表彰するとともに、広報などでも結果を周知する予定です。

チャレンジデーに参加していただいた町内外の皆様と、それを支えていただいた数多くの関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、チャレンジデーについては、スポーツや運動の習慣化、スポーツを通じた健康づくり、それに住民同士のコミュニティ醸成のためにも継続して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをお願いいたします。

次に、6月7日に八峰町文化ホールで開催した、ことぶき大学開講式について報告いたします。

今年度のことぶき大学登録人数は410名で、そのうち307名の方が開講式に出席しました。登録人数は昨年度に比べ11名ほど少なくなっておりますが、それでも町内の小中学校3校を合わせた児童・生徒数の402名よりも多く、町内熟年者の皆さんの生涯学習意欲を感じさせる場となっております。

式の後、弘前大学生涯教育研究センター講師の深作拓郎さんによる記念講演「子どもから高齢者を紡ぐ～これからの地域づくりと社会教育～」を主催しましたが、「人生の先輩である皆さんから声をかけて、地域の人と人との繋がりを盛り上げてほしい」などの提言に、参加者は熱心に耳を傾けておりました。

次に、あきた白神体験センターの平成28年度の利用実績について申し上げます。

宿泊利用者数は4,886人、日帰り利用者数は5,081人で、宿泊、日帰り合わせて9,967人の利用があり、利用収入は1,516万円となっております。

27年度と比較すると、宿泊者数が180人の増、日帰り利用者は114人の減、合計では66人の利用増となっております。宿泊者の内訳は、幼児・小学生が2,172人で55人の増、中学生が921人で196人の増、高校生・大学生が557人で178人の減、一般が1,236人で107人

の増となっております。日帰り利用者の減少は、ユニカール交流事業や健康づくり教室などを主催する団体の開催回数が前年より少なかったことが要因と推測されます。利用収入は、宿泊者の増加に伴い44万8,000円の増収となっております。

セカンドスクールの利用実績は、幼稚園・保育園が3園・105人、小学校が55校・3,482人、中学校が11校・1,237人、特別支援学校が8校・223人で、合計77校・5,047人の利用があり、27年度と比べると7校・189人の増加となっております。

今年度は、一般宿泊の冬期休止を実施することで宿泊利用者数及び利用収入も減少するかと思いますが、指定管理料の有効活用と効率のよい予算執行に努めるとともに、施設環境の充実や職員のおもてなし意識の徹底を図り、お客様から満足していただける施設づくりに努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第39号、専決処分事項の報告については、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告で、地方税法等の一部改正に伴い条例改正するものであります。

議案第40号、専決処分事項の報告については、八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告で、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、条例改正するものであります。

議案第41号、専決処分事項の報告については、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告で、地方税法等の一部改正に伴い条例改正するものであります。

議案第42号、専決処分事項の報告については、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告で、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い条例改正するものであります。

議案第43号、専決処分事項の報告については、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告で、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い条例改正するものであります。

議案第44号、専決処分事項の報告については、平成28年度八峰町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告で、既定額から1億6,453万3,000円を減額して歳入歳出予算の総額を63億7,507万3,000円とするもので、歳入の主なものは、地方譲与税、各種交付金、国庫支出金、町債などの確定に伴う補正で、歳出については、事業確定に伴う負担金や

補助金、事業費などの減額となっております。

議案第45号、専決処分事項の報告については、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告で、既定額から3,163万6,000円を減額して歳入歳出予算の総額を3億54万8,000円とするもので、歳入の主なものは、歳出の八森地区配水管布設費の確定に伴う減額補正で、歳入においても、事業費の充当財源である国庫支出金、町債を減額しております。

議案第46号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正等に伴い条例改正するものであります。

議案第47号、八峰町犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定については、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することができるよう条例改正するものであります。

議案第48号、損害賠償の和解については、先に報告いたしました4月19日の強風の際、和解相手方の車両の側部を破損させた事故について、損害の賠償について和解することにつき議会の議決を求めるものであります。

議案第49号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第1号）」は、7,156万1,000円を追加して歳入歳出予算の総額を65億256万1,000円とするもので、主な歳出は、旧八森子ども園の解体工事、担い手育成応援事業補助金、雇用創出活動支援補助金、プレミアム付商品券発行事業補助金、ぶなっこランド改修事業費の追加などで、そのほか定期人事異動による人件費の組み替えによる補正などとなっております。

議案第50号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、243万円を追加して歳入歳出予算の総額を11億8,348万9,000円とするもので、平成30年度国民健康保険制度改正に伴うシステム改修の補助金及び委託料の追加であります。

議案第51号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、309万9,000円を追加して歳入歳出予算の総額を3億2,746万2,000円とするもので、企業会計移行のための法適化基本方針策定のための委託料の追加であります。

議案第52号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、4,000円を追加して歳入歳出予算の総額を6,672万9,000円とするもので、共済負担率改定に伴う人件費の追加であります。

報告第1号は、平成28年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第2号は、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算報告

であります。

報告第3号は、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は14議案で、報告件数は3件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、先ほども申し上げましたが、工事請負契約の締結について本会期中に追加提案する予定でありますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 日程第4、議案第39号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。吉田税務会計課長。

○会計課長（吉田一夫君） 議案第39号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第2号

専決処分書

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

八峰町長 加藤和夫

八峰町税条例の一部を改正する条例

第1条、八峰町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改め文となっておりますけれども、内容の説明は、お手元に配付の説明資料、税務会計課資料1でご説明いたします。

改正の理由でございますけれども、地方税法及び同法施行令の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、八峰町税条

例の一部を改正するものです。

改正の概要でございますけれども、（１）配偶者控除を適用できる給与収入額が103万円から150万円までに引き上げられ、平成31年度分以後の個人住民税について適用することとされています。また、扶養者の所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用ができなくなります。配偶者特別控除を適用できる給与収入額についても、141万円から201万4,000円までに引き上げられております。

（２）環境への負荷の少ない軽自動車税の税率の軽減等の特例措置について、燃費の向上に応じた対象の重点化を図った上で、適用期限を２年間延長し、平成31年３月31日までとしております。

それでは、次のページ、２ページ目をご覧ください。

（３）平成30年度から新たに課税される、高さが60mを超える居住用高層建築等に係る固定資産税につきまして、高階層ほど課税額が大きくなる算定方法が導入されております。

以上が主な改正の内容となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

日程第５、議案第40号、専決処分事項の報告について（八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。吉田税務会計課長。

○会計課長（吉田一夫君） 議案第40号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第3号

専決処分書

八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

八峰町長 加藤和夫

八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改め文となっておりますけれども、説明は配付資料の税務会計課資料2をご覧ください。3ページとなります。

改正の理由でございますけれども、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

改正の概要でございますけれども、製造業等における機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに土地で、取得価格の合計額が2,700万円を超えるものの固定資産税の課税免除の適用期限を平成29年3月31日から2年延長し、平成31年3月31日までとするものです。

以上が改正の内容となっております。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番山本優人君。

○10番（山本優人君） お尋ねします。この対象の製造業とかソフトウェア事業とか3つ、旅館とかですね、この業種に限られている理由というのは何なのでしょうか。ちよっ

と教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。よろしいですか。吉田税務会計課長。

○会計課長（吉田一夫君） 山本議員のご質問にお答えします。

誠に申し訳ございませんけれども、ただいまお答えできるほどの資料を持っておりませんので、後ほど文書でもってお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。すいません。

○議長（芦崎達美君） 10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 後ほど調べて報告りたいと思いますが、いろんな業種があるのにかかわらずこれに限定してるということは、国の方がそうなのかどうか分かりませんが、もし事業範囲が拡大できるのであればですね、もっと広くした方がいいと思うわけですよ。例えば農業でもいろんなサービス産業でもですね、投資して、それで何だ、雇用の機会が増えればいいわけであって、この業種に絞った理由というものが何にも意味がねえんじゃないかなというふうに考えられるんで、その辺を確認の上、報告りたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 吉田税務会計課長。

○会計課長（吉田一夫君） その方向で調べましてお答えしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 後ほど提出をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第41号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例制定について)を議題とします。

当局の説明を求めます。吉田税務会計課長。

○会計課長(吉田一夫君) 議案第41号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第4号

専決処分書

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

八峰町長 加藤和夫

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八峰町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改め文となつてございますけれども、説明の方は配付資料の税務会計課資料3、4ページ目となります。そちらをご覧ください。

改正の理由でございますけれども、地方税法及び同法施行令の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容でございますけれども、低所得者に対する軽減措置としての5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5,000円引き上げ27万円とし、2割軽減額については1万円引き上げ49万円とするものです。

以上が改正の内容となっております。よろしく願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第42号、専決処分事項の報告について（八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼教育次長。

○教育次長（日沼正明君） 議案第42号であります。

議案第41号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをお願いいたします。

専決処分第5号

専決処分書

八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

八峰町長 加藤和夫

次のページをお願いいたします。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例

八峰町保育所条例の一部を次のように改正する。

内容でございますけれども、紙で学校教育課という資料をお渡ししておりますので、こちらをご覧ください。

この資料の2ページ目でございます。この2ページ目でございますけれども、改正内容は、母子家庭等の保育料の減額でございます。左の表が従前のもの、右の表が改正の

内容となっております。

次の資料第3ページをお開きください。これに関しましては、母子家庭等及び多子、いわゆる子どもが2人以上の世帯に対する減額でございます。

第1欄、右の方の新規の方の、右の方ですね第1欄、中ほど、イというところを見てください。ご覧ください。第2階層非課税世帯、従来は保育料がかかっておりましたけれども、これをゼロ円にするものでございます。また、2子以降はですね、母子寡婦世帯等も今までは半額だったものをゼロ円にするというものでございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行いたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第43号、専決処分事項の報告について（八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼教育次長。

○教育次長（日沼正明君） 議案第43号であります。

議案第43号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをお開きください。

専決処分第6号

専決処分書

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

八峰町長 加藤和夫

次のページをお願いいたします。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のように改正する。

説明でございますけれども、引き続き先ほどお渡ししました資料の4ページをご覧ください。4ページの次のページの5ページ目でございます。このページの左側が従来のもの、右側が新規のものでございます。これに関しましても、母子家庭等の減額措置でございます。一番上の表の方は、これは幼保連携型ですので、幼稚園保育料、幼稚園の方の保育料、下の方が保育園の保育料となっております。二段書きになってございます。下の方の保育料に関しましては、先ほどの保育所条例と同じでございます。

次のページ、6ページをお開きください。これに関しましても、母子家庭及び2人以上の多子世帯に対しての減額措置でございます。内容は、保育園と同様、イの2人以上に関するものに関しましては、第2階層非課税世帯はゼロ円、それから母子家庭等についても、今まで半額であったものをゼロ円とするものでございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行いたします。

よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（芦崎達美君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。再開は11時5分より。

午前10時58分 休 憩

.....  
午前11時04分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第44号、専決処分事項の報告について（平成28年度八峰町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度八峰町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

その次のページですが、専決処分第7号。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年度一般会計補正予算歳入歳出それぞれ1億6,453万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億7,507万3,000円とするものでございます。

それから第2条のところでは、第2表の繰越明許費補正であります。

第3条が、第3表の地方債補正であります。

それでは、第2表、繰越明許費補正の方、5ページをご覧ください。

追加分であります。10款教育費4項の社会教育費、ユニカール購入事業ですけれども、これは峰栄館の分でありますけれども、繰越明許して今年度に入ってから買ったということでもあります。

それから地方債補正の変更ですけれども、過疎対策事業（通常分）と過疎対策事業（ソ

フト分)ですけれども、限度額をそれぞれ、通常分については3億8,080万円、これは2,290万円の減額であります。それからソフトの分ですけれども、限度額を8,970万円として720万円の減額であります。この詳細は後ほど23・4ページの歳入の町債の方に出てまいります。

それでは、歳入をご覧ください。

この専決、ほとんど事業完了に伴う補助金の確定等に伴うものでありますので、本当の大まかなとこだけ説明しまして、後ほどご質問等あれば担当課長よりお答えしたいと思います。

まず、9ページの1款1項1目の個人町民税ですけれども、1,300万円の増でございます。それから滞納分については20万2,000円の減額であります。

それから1款2項1目の固定資産税ですけれども、これは現年分が730万円の増額であります。

それから、次のページをご覧ください。下の方の地方消費税1目の地方消費税交付金ですけれども、2,363万8,000円の補正であります。これにつきましては一般分が3,274万6,000円の減額、それから、社会補償財源分として5,638万4,000円の増額でございます。

それから、その下の13ページをご覧ください。10款1項1目の地方交付税ですけれども、特別交付税が1億2,880万5,000円の増額でございます。

それから、その次のページ、15ページをご覧ください。14款1項1目民生費国庫負担金2,133万9,000円の減額であります。この中で大きいのは社会福祉費負担金の自立支援給付費負担金2,100万5,000円の減額ですが、これは障害給付費の方に歳出対応額が出てまいりますけれども、給付費負担金そのものが減ったということで、その対応分でございます。

それから、大きいところで、それに関連して、その次の17ページの15款1項1目民生費負担金、県負担金の方にも関連で、自立支援給付費負担金1,135万6,000円の減額が出てまいります。

それから、19ページの一番下の18款2項基金繰入金の財政調整基金繰入金ですけれども、2億円を減額するというので、これは黒字決算見込みになるということではなくなったということでもあります。

それから2目の雇用創出基金繰入金994万6,000円の減額ですが、これにつきましては、1件だけ需要があつて、需要がなかったので繰入金を994万6,000円減額するものであり

ます。この関連予算が歳出の32ページに、雇用対策費の方に同額が出てまいります。

それから21ページの19款1項1目の繰越金4,967万7,000円ですが、これは前年度繰越金。これは財源調整でございます。

それから23ページ、先ほど町債の変更分ありましたが、その中身でございます。21款1項総務債、中身としては自治会育成支援事業費補助金が220万円の減額、それから生活基盤整備事業、これが400万円の減額、子ども園ICT環境整備事業が100万円の減額、あと、下の方へ行って5目の商工債が1,850万円の減額ですが、これは今回の温水掘削に関わる確定によるものでございます。掘削分が、過疎債が2,660万円減額して、施設の方、管理施設建設事業費の方で810万円追加するというものでございます。

それから歳出の方ですけれども、次の25ページをご覧ください。2款1項7目の電子計算費1,526万4,000円の減額ですけれども、大きいのが13節委託料、ネットワーク機器等の追加等業務委託料の1,153万3,000円であります。これは国の指示等による手法変更といえますか、方式変更による減額が主なものでございます。

それから、その次の27ページ、3款1項の大きいのが3目の障害福祉費、先ほど申し上げましたけれども、歳入の方でも減額しましたけれども、自立支援給付費2,781万2,000円の減額でございます。

それから、大きいものでは31ページ、5款1項4目の緊急雇用対策費、これも先ほど歳入の方で出てきましたけれども、八峰町雇用創出活動支援事業補助金ということで歳入と同額を減じております。

それから、33ページですけれども、先ほど歳入の地方債の減額もありましたけれども、7款1項7目の温泉管理費ということで委託料329万4,000円の減額、それから温泉掘削工事で2,295万5,000円の減額でございます。

それから、その下の8款2項4目の除雪費、今年雪が少なかったということで2,290万円の減額しております。大きいのが除雪オペレーター業務委託料660万円、それから宅機の借り上げ等の1,070万円でございます。

あと、教育関係は後ほど教育長の方から説明したいと思います。

それから39ページ、12款1項2目の利子ですけれども、町債の償還利子が1,090万円の減額。それから、一時借入金の利子が115万1,000円の減額であります。これの上の方については、借り入れ率の変更によるものでございます。

以上でございます。詳細につきましては、質疑応答の中で対応したいと思います。ひ

とつよろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 教育関係についてご説明申し上げます。

10款教育費2項小学校費、大きいところはですね八森小学校の空調設備の事業終了に伴う減額と、3項中学校費の八森中学校費のスクールバスの運行業務委託費の減額と、39ページになりますが社会教育費の財源の補正であります。

教育委員会についてはこれだけであります。よろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 資料の10款の特交の関係なんですが、今年も、さらには昨年度も、これ専決ですんで交通関係の経費はかなり嵩んでおります。特交算入にはそういう交通費関係の算入が入ってるものでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木正志君） 嶋津議員の質問にお答えします。

交通関係の特別交付税の算入については、冬期スクールバス、これが対象になっております。通常のスクールバスについては普通交付税算入ということになっております。あと、付け加えますけれども、民間事業者に補助している分、これの8割分も特別交付税に算入されております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 放課後児童クラブの関係についてお尋ねいたします。

放課後児童クラブの利用者負担分として、実績により3万1,000円が追加なってるんですね。それで、放課後児童クラブの支援員の分が減額になってるって、普通、利用者が増えれば支援のが減額になるというのはちょっとこう、ちぐはぐな感じがするんですけども、その点についてご説明をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） たたいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。

○6番（柴田正高君） 資料で今、質問しています。

○議長（芦崎達美君） 6番議員、何ページですか……15……15・16ですか。15・16、放課後の。

○6番（柴田正高君） 学校教育課のいただいた資料の3の方なんですが。

○議長（芦崎達美君） 休憩します。

午前11時09分 休 憩

.....

午前11時09分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼教育次長。

○教育次長（日沼正明君） お答えいたします。

支援員の賃金が96万円減ということで負担金が増えてるという形でございますけれども、正直なところですね、児童クラブの入る児童数がある程度もっと膨らむんじゃないかという形ですね、これに関しましては、ある程度余裕をもった予算、それから募集しましてもちょっと1人だけ半年ぐらい支援員がちょっと確保できなかった分の減額という形で、その2つ合わせて96万円という形になっています。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第45号、専決処分事項の報告について（平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第45号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補

正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤 和夫

次のページをお願いします。

専決処分第8号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

八峰町長 加藤 和夫

平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成28年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,163万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億54万8,000円とするものであります。

地方債の補正

第2条は、「第2表 地方債補正」によるものであります。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債

1 変更、簡易水道事業の限度額として4,100万円を3,340万円に、過疎対策事業（簡易水道事業）2,990万円を1,960万円に変更するものであります。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

2 款国庫支出金1項国庫補助金1目簡易水道事業国庫補助金1,373万6,000円の減額です。

7 款1項1目の町債、簡易水道事業債760万円の減額、過疎対策事業債として1,030万円の減額。合わせて1,790万円の減額であります。

歳入歳出の減額補正に伴い、財源を減額するものであります。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款事業費 1 項施設改良費 1 目八森地区施設改良費の15節工事請負費であります、配水管布設工事として3,163万6,000円を減額します。内容は、補助金交付額が削減されたことにより、事業費を削減するものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第46号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第46号について説明いたします。

議案第46号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正等により、八峰町個人情報保護条例及び八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例です。

以下、改め文となっておりますが、内容につきましては、お手元にお配りしてあります6月定例会総務課資料で説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

改正内容については先ほどの提案理由と同じですが、改正のポイントについてご説明をいたします。

1 つ目の八峰町個人情報保護条例についてですが、番号法に追加された26条を準用する規定であります。もう一つ目が、保有特定個人情報を訂正した場合の通知先の規定であります。もう1点が、番号法に26条が追加されたことによる条ずれの修正となっております。また、八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、番号法に19条第8号が追加されたことによる条ずれの修正となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第47号、八峰町犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第47号について説明させていただきます。

議案第47号、八峰町犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定について八峰町犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。犯罪等の被害に遭うことで、けがをする、家族を失うといった直接的被害に加え、後に経済的・精神的な被害を受けることとなる犯罪被害者等に対し、見舞

金を支給することができるよう条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例

八峰町犯罪被害者等基本条例の一部を次のように改正する。

以下、改め文となっております。内容につきましては、お配りしております6月議会定例会総務課資料6ページをご覧ください。

今回の改正については、提案理由にもありましたとおり犯罪被害者等に見舞金を支給することができるよう、条例に規定を設けるものであります。支給条件などの詳細につきましては、資料の6ページ、3の規則で定める主な内容ということで記載してありますが、犯罪行為の規定、見舞金の種類、見舞金の金額、支給の制限等を規則で定めることとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番山本優人君。

○10番（山本優人君） この犯罪の範囲っていうか、適用範囲っていうか、簡単に言うと、けんかをした場合でも相手が暴力行為に及んで警察沙汰になると犯罪になるのかどうか、その辺の問題の、その犯罪等の範囲の確認をまずしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 犯罪の範囲であります。犯罪の範囲については犯給法第2条に定める犯罪被害に準ずるという考えになっておりますが、今、山本議員から質問がありましたように、相手方が家族以外の第三者、家族、親族、あとは逆に被害に遭った方が自分からお願いしてやってもらうということ、表現がいいのかどうか分からないんですけれども、助長するような行為があった場合等を除いた、第三者に加害を加えられて負傷した、亡くなったという場合に支給されるものと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） その被害の立証届は、警察の証明か何か必要だということですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 犯罪の被害の立証については、警察から全て確認するものではありません。ご本人からの申請によるものですが、ただ、犯罪が起きた場合に、まだ加害者が誰なのか特定できない場合等は支給をすることはできませんし、支給する際に町の方でそれが本当に犯罪なのかどうかということをご本人もしくは警察に確認することも支給の要件に盛り込まれております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） そうすれば、自己申告で町に見舞金の支給をするということなわけですが、そういう解釈でいいということですね。で、その申告の際に、そうすると口頭ではもちろん駄目でしょうが、それを証明する資料というものは自らが警察に求めるのか、第三者の証明が必要なのか、その辺のところを教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本議員のご質問に対してお答えします。

申請については、ご本人からしていただくこととなりますが、町側の方に、当該犯罪が本当に加害者が第三者であるか等の諸条件を確認する義務が町側の方にありますので、それについて、ご本人を含め警察等に確認をすることとなります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう1点、本人が例えば頭とか叩かれてですね、その判断ができないような状態の場合は代理人でもよいことにまずなると思うんですが、その辺の確認はそれでよいのかどうか、返答できます。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本議員のご質問にお答えします。

本人がそういった状態で申請等ができない場合は、ご親族を含め代理人でも可能となっております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう1点、この金額の決定はですね予算的なもので、この30万円、10万円という額に決まったのかどうか、その辺もう一つお願いします。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本議員のご質問にお答えします。

金額については、秋田県内、現在規定しております21市町村、上限額が全て30万円と10万円というふうに規定されております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 遺族の見舞金のところに支給順位とありますけども、この順位について教えてください。

○議長（芦崎達美君） 6番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 柴田議員のご質問に対し、お答えします。

障害見舞金の順位については、一番最初がまず配偶者がおれば配偶者、次については家族ということになるんですが、家族についても優先順位が、子、その次に父母、祖父母、兄弟姉妹等の順に定めることとなります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 例えばですね、ご両親が犯罪に遭われて亡くなったと。子どもが3名、2名でもいいんですけども、複数残された場合、そうすりゃあ当然順位関係なくなるわけですね。そういった場合、この30万円の支給はどのようになるんですか。

○議長（芦崎達美君） 6番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 柴田議員のご質問に対し、お答えします。

同順位の方が複数になった場合は、支給金額をその同順位の方の人数で割り算をして支給することに規定することとしております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可

決されました。

日程第13、議案第48号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第48号について説明をさせていただきます。

議案第48号、損害賠償の和解について

平成29年4月19日、八峰町八森字中浜103番地25に設置の防火貯水槽の目印用に置いたドラム缶が強風により倒れ、県道椿台小入川線を挟んだ向かい側の八峰町八森字中浜5番地25敷地まで転がり、駐車中の車に衝突し、和解相手方の車両の側部を破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

和解の内容であります。

(1)本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め金7万5,103円とする。

(2)上記損害賠償金は八峰町が相手方の指定した修理業者に支払う。

(3)和解の相手方は、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

和解の相手方 八峰町八森字中浜5番地25 日沼真紀子

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） ささいなことで申し訳ございませんが、この申し出は被害者から来たものでしょうか、それともこちらの方で被害者の方、いわゆる町側で気がついてこういう結果になったのかですね、そこいら付近をお知らせいただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 皆川議員の質問に対し、お答えします。

今回については、八峰消防署の署員の方が巡回中にご本人から相談を受けて、町の方に通報をいただいております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第49号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第49号についてご説明申し上げます。

議案第49号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第1号）

平成29年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額にそれぞれ7,156万2,000円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ65億256万1,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、第2表 地方債によります。

5ページをご覧ください。地方債、変更であります。

まず一つは遊休施設除却事業ということで、これは合併特例債ですが、限度額を690万円追加して2,500万円とするものでございます。それから過疎対策事業（通常分）でございすけれども、これは県営の漁港事業の負担金の限度額を変更するものであります。120万円追加して4億8,090万円とするものでございます。それから、一番下の過疎対策事業債のソフト分でございすけれども、これは630万円追加して限度額を1億350万円とするものであります。これも旧八森小学校の除却分、最初の分と同じでございす。詳細につきましては後ほど歳入の21ページ、町債の方に出てまいります。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

14款2項8目商工費補助金113万4,000円の追加でございます。これは観光費補助金、東北観光復旧対策交付金でありまして、850万円の事業費に対しまして能代市が2分の1、その他の三種、藤里、八峰が6分の1で、八峰分が113万4,000円ということでございます。

それから14款3項3目の教育費委託金100万円でありますけれども、これにつきましては、ICTを活用した教育推進自治体応援事業委託金であります。八峰中の分でありまして。後ほど教育長の方から詳細な説明があると思います。

それから15款2項4目農業水産業費県補助金662万円であります。これにつきましては、林業費補助金ということで秋田県水と緑の森づくり税補助金662万円であります。これは100%でありまして、歳出分につきましては後ほど森林体験交流費の方に出てまいります。これは、ぶなっこランドの修景施業、それから遊歩道の改修工事分でございます。

それから15款3項4目教育費委託金、これは小・中学校等における起業体験推進事業の分ですが、43万9,000円、それから教育留学推進事業委託金69万3,000円、これも後ほど教育費の方に出てまいります。詳細は教育長の方からご説明いたします。

それから19款1項1目、補正財源でありますけれども4,610万2,000円、これは前年度繰越金でございます。

それから、その次のページ、10ページ・11ページをご覧ください。20款5項雑入68万9,000円の補正であります。建物災害共済金8万2,000円、これは4月18日の突風による、俗に言う塩工場の分でございます。これも歳出が商工費の方に後ほど出てまいります。

それから、その下の総合賠償補償保険7万6,000円、先ほど議案第48号の関連分でございます。これも歳出の方にも出てまいります。

それから教育留学参加者負担金54万1,000円、これも後ほど社会教育総務費の方に出てまいります。

それから4目の返還金48万4,000円でございますけれども、これは全員協議会の方でもご説明申し上げましたが自立支援給付費利用者返還金ということで、これは所得認定を誤って賦課してしまったために、延べ7人分、過少徴収分について48万4,000円を徴収するというものでございます。関連分については後ほど歳出の障害給付金の方に、19ページの方に過徴収分の分について出てまいります。

それから21款1項1目の総務債1,320万円の補正につきましては、これは旧八森子ども園の解体に伴うもので、そのうちの合併特例債が690万円、それから過疎のソフト分が630

万円でございます。

それから農林水産業債120万円ですけれども、これも先ほど出てきましたけれども県営漁港負担分で、国補正による繰越事業分の八森漁港分でございます。

歳出の方ですけれども、先ほども前段で申し上げましたが人事異動等に伴う人件費の分については省略をさせていただきます。そういうことで、議会につきましては人件費分だけであります。

それから、総務管理費につきましては15ページの方をご覧ください。補償補填及び賠償金ということで、これ先ほどの議案第18号関連分で、賠償金入ってきましたけれども、それをそのまま出してやるということであります。7万6,000円。

それから4目の会計管理費171万3,000円の減額補正ですが、これは特任刊を配置したことによって当初臨時を配置する予定でしたが、減ずるものでございます。

それから財産管理費801万2,000円の補正ですけれども、大きいところでは13節の委託料、遊休施設解体工事設計業務委託ということで旧八森子ども園分、それから工事請負費、これも解体工事分で1,306万3,000円でございます。

それから7目の電子計算費460万円の補正でありますけれども、事務用パソコンということで25台分、これは年次更新に関わる5年経過等のもので、L G W A N系が20台、ネット接続系が5台分でございます。

それから9目の自治振興費100万円の補正ですが、集会施設補修事業補助金ということで、これは今、樺自治会の分の申請が来る予定ですので、その分でございます。

それから税務の総務費の徴税費については、全部人件費関係ですので省略いたします。戸籍の方も人件費だけです。

それで19ページ、3款1項3目の障害福祉費の10万8,000円ですけれども、扶助費ということで、これも先ほど歳入の方で過少分出てまいりましたけれども、こちらは還付しなくちゃいけないということで14人分、10万8,000円でございます。

それから21ページの子ども園費については、後ほど教育長からご説明申し上げます。

それから、その次の23ページの備品購入費の方についても、耐火金庫についても教育長の方からご説明申し上げます。

それから農業総務費の大きいところでいいますと、総額で324万6,000円の減額ですが、主なものは、役務費の70万2,000円、それから使用料及び賃借料の29万2,000円ですが、これは全協の中でも説明いたしましたけれども、農業再生協議会の国庫補助対象分が検

査が入って該当しない部分が出てきたために、その分を一般財源で対応しなけりゃならなくなったということでございます。委託料についてはコピー機のカウンター料、それから使用料につきましてはコピー機のリース料でございます。

それから3目の農業振興費378万2,000円の追加ですが、これは人事異動により1人減による臨時の配置で153万8,000円。

それから負担金補助及び交付金219万円の補正ですけれども、八峰町担い手育成応援事業補助金が、申し込みをとったところ当初の1,000万円よりも増えて1,218万4,000円となったための補正であります。今年度につきましては、これで締め切るということであります。

それから、その次のページ、26・27ですが、6款1項5目、これ農地費の5万1,000円ですけれども、これ国営造成施設管理等のあれで計画変更によって八峰町の割り当て分も来たということで、これは事業費が150万円ですか、そのうち国が2分の1、県が4分の1、残ったところ、八峰町と三種と能代で4分の1ずつ負担するというものでございます。

それから、その次の水田農業構造改革対策費30万円ですけれども、これも先ほど申し上げましたように再生協議会の方の職員の意働分が、要するに実働分でなければ有給とかとって休んだ場合については該当しないということで、一般財源化が必要だということで補正するものであります。

それから、その下です。6款2項2目の林業振興費、負担金補助のところ7万2,000円の追加しておりますけれども、森林・山村多面的機能発揮対策事業負担金ということで、これから白神ネイチャー協会に交付するものであります。事業費の4分の1の額であります。

それから、その下のページですが、6款3項3目漁港建設費124万7,000円ですが、これは先ほど歳入との関連ありますけれども、八森漁港の水産環境整備事業費負担金ということで124万7,000円の減額であります。これは歳入の過疎債120万円の貸与分でございます。

それから、その次のページ、7款1項2目商工振興費1,122万4,000円の補正であります。一番上の需用費の16万4,000円につきましては、この間の4月18日の突風の塩工場分ので支払い分であります。これは先ほど歳入のところ雑入にも出てまいりました。

それから、その次の役務費の100万円、手数料、そのプレハブの撤去料ということで、

プレハブ壊れたってということで10万円。それから、代わりのプレハブを買うってということで16万円の備品購入費。

それから19款負担金補助及び交付金ですけれども、これにつきましては、プレミアム商品券を今年もやるってということで、商品券5,000万円分に対しまして1,080万円を補助するというものであります。

それから観光費378万2,000円の補正ですけれども、これは人事異動によって減になった分を臨時で対応するってということで、賃金が164万2,000円。

それから8節の報償費、旅費につきましては、新源泉利活用計画検討委員会の報償費が19万8,000円、それに伴う費用弁償が34万5,000円、それから普通旅費が28万円。

それから13節の委託料127万7,000円ですけれども、あきた白神DMO調査業務委託料ということで、これは先ほど歳入の国庫補助の方にも出てきたところであります。

それから13節の委託料、それから14節の工事請負費、先ほど歳入の方にも出てまいりましたけれども、100%補助のぶなっこランド関連でございます。

それから、一番下の19節140万円。これにつきましては、県立自然公園施設改修工事負担金ということで、町が2割負担しなくちゃいけないということで700万円に対して140万円、これは三十釜の歩道橋の防護柵の分でございます。

あとは、土木関係は人件費関係であります。

あと、その次の34ページ、8款4項1目下水道費140万5,000円ですが、これは公共下水道事業特別会計の繰出金を減額するものでございます。

あと、消防費ですが、36・37ページ、9款1項2目消防施設費136万2,000円の補正ですが、これは消火栓更新2カ所分が役務費で40万1,000円、それから、その重機借り上げ料、使用料が13万8,000円、それから原材料分として2カ所分で82万3,000円。

それから3目の災害対策費100万円の補正ですが、今回、今年もう2回、遭難も含めて2回、5月5日・5月10日に捜索やってるってということでお金が足りなくなったということで、この後のたけのこ等の遭難も想定して100万円補正するものでございます。

ずっと人件費関係ですので飛んでいきまして、私の方はないですね。あと教育長の方から、教育委員会関係を説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは私の方から、教育委員会関連の説明をさせていただきます。

まず、20ページ・21ページになります。民生費の2項児童福祉費であります。児童福祉総務費につきましては、1目の児童福祉総務費については人件費の関係でございますので省かせていただきます。

2目の子ども園費につきましては、先ほど行政報告で町長もお話しされておりましたけれども、峰浜地区の統合子ども園の検討をするための検討会の委員の報償費として30万円を計上させていただいたものでございます。

次のページであります。22・23ページの備品購入費であります。21万6,000円です。埴川子ども園と沢目子ども園の耐火金庫を購入するために計上したものであります。これは県の指導もありまして、子ども園、幼稚園も含めて耐火金庫に収容する書類が出てきたということで購入するものであります。

飛んで36・37ページになります。一番下の教育費、教育総務費につきましては、事務局費として740万4,000円を計上させていただいております。

ページめくって3節の職員手当、4節の共済費については、人件費ということになります。

7節の賃金であります。CSディレクターとして賃金として37万3,000円を計上させていただきました。本年度、文科省を認可を受けて、補助も受けた形でスタートしましたが、コミュニティ・スクールの運営に関わるCSディレクターの活動の範囲が広くなりまして、当初計画したよりも少し足りないなということで計上させていただいたものでございます。37万3,000円です。

次に、3目の教育助成費であります。歳入の方で町長が説明いたしました119万円の補正であります。8節報償費、9節旅費、11節需用費、役務費までであります。ICT関連の報償費ということで、国の、文科省でありますけれども次世代の教育情報化推進事業というのがあります。ICTを活用する事業推進の推進校として我が町の八峰中学校が全国5校のうちの1校に選定されまして、一昨日、文科省の説明会と事業推進のためのプレゼンに私が行ってまいりました。1年間かけて全教科のICTを効果的に活用した指導方法を開発すると。そのための実践的な研究をしてもらおうということで、その成果がですね、この次の世代のICT教育の推進の基礎となるということであります。これまでの我が町の取り組みが評価されて選定されたということであります。併せて、金額に入ってませんが、優遇措置として3年間、この事業を推進するため、また先導的な実践も加味されて、国から教員1名を3年間派遣するということの措置も併

せていただいて、4月から教員1名、中学校にはその分の教員として配置されております。

次に、2項小学校費、峰浜小学校費の90万円であります。保護者の強い要望がありまして、学校側から、すべり台を設置してほしいということで90万円を計上させていただきました。

次のページになります。八森小学校も同じということで90万円を計上したものであります。

次、10款教育費3項中学校費、八森中学校費であります。50万8,000円の計上であります。報償費、旅費、需用費として計上しております。これも文科省の企業体験の事業の指定を受けたものでありまして、国からの補助金、歳入の方にありましたけれども、講演会とか学習会とかシンポジウムを行うための費用でございます。

次、4項の幼稚園費であります。人件費として計上したものであります。

次のページになります。4項幼稚園費の2目の認定こども園費であります。嘱託医報酬として、また使用料及び賃借料として、また備品購入費として計上したものであります。八森子ども園は、幼稚園機能の入った子ども園ということでありまして、幼稚園の部分については学校としてみなされて、内科と歯科は子ども園でよかったわけでありまして、耳鼻科も健診が必要ということで計上したものであります。医師の送迎用のタクシー代、また、耳鼻科の健診器具のリース料として8,000円を計上したものであります。それから備品購入費として計上したものについては、金庫を購入するというものであります。

次、5項の社会教育費1節の社会教育総務費であります。人件費であります。職員手当等のちょうど真ん中に時間外勤務手当15万円計上しております。各種事業が多くありまして、チャレンジデー、ふるさとラン、さらにはねんりんピックということで、計上した金額ちょっとおぼつかないような状況もありますので補正計上させていただきました。

次の7目の賃金であります。作業員、用務員、教育留学補助員、報償費となっております。これも今年度の秋田県の事業でありまして、秋田で学ぼう教育留学事業であります。全国から、八峰町で短期間でありますけれども体験しませんか、学びませんかということで、八峰町と東成瀬と北秋田市の3市町村で全国からの子どもたちを受け入れるということでありまして、八峰町の場合は25名を募集するというものであります。この予算を

承認いただければ順次これから受け付けるということではありますが、問い合わせが非常にありまして、募集と同時に埋まるんじゃないかなと、県の方では見ております。8月の25日から30日までの短期間であります。体験をしたり、また学校のICT活用の授業を体験するということでもあります。

次のページであります。次のページの旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、これまでが体験留学の県事業の中身で、必要な費用を計上したものであります。

文化活動費であります。負担金補助及び交付金であります。これは1万円ではありますが、俳句ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会負担金ということで、俳句もユネスコの無形文化遺産に登録しようという俳句の団体の動きに、八峰町が子どもたちの俳句が全国的に知られているということで、学校の代表として八峰町が入ってくれということでの負担金の1万円であります。

次、秋田県自然体験活動センター、体験センターであります。給与に絡む、異動に絡むものであります。

次のページになります。3目の体育施設管理費であります。役務費と原材料費と合わせて27万6,000円を計上しております。これは沢目地区のコミュニティゲートボール場のフェンスの取り付け手数料と資材分であります。経年劣化に伴いまして交換するものであります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） 休憩いたします。質疑は午後から再開の時にまいります。再開は1時です。

午後 0時08分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に議案第49号の説明のみ行われましたので、ただいまより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） お尋ねしたいと思います。

9ページ、15款3項4目教育費委託金ですけれども、小・中学校等における企業体験推進事業というのがありますけれども、この事業の内容について詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本節雄君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

この小・中学校等における企業体験推進事業につきましては、昨年、平成28年度に、この事業を国の方から委託を受けまして実施してございました。内容といたしましては、昨年度につきましてはですけども、3つあった小学校が統合により2校になりました。それから2つあった中学校が1校になった関係で、これまで各校で実施してきたキャリア教育のフィールドが広くなりまして、それぞれを独自に行ってきた学習計画の見直し、新たな計画を立案して実践するというところで、昨年度事業実施してございます。

そして、昨年度実際行った内容といたしましては、小学校2校における学校農園、サツマイモ等の栽培等ございました。その収穫したものを中学校の方で食べ物の商品化ということで、学校としての起業、起業というか会社を立ち上げた形といたしまして、秋田市へ出向いての物販を行ったことがありました。それから、道の駅で行いました「んめものまつり」、その際にも参加いたしまして、中学生が考案したその食材を使った食べ物を物販等を行いました。そのほかには、講師等をお招きしまして起業に関わる体験談とかその辺のお話を、各校、小学校及び中学校の児童生徒が聞いておりました。

そして、この事業をまず昨年度やった関係がありまして、平成29年度も継続で実施してもらいたいということで、この平成29年の3月にそういう依頼がありまして計画を提出したところ、採択となりまして平成29年度のこの企業体験推進事業を受けることになりまして、今回の補正予算に歳入歳出それぞれの予算を計上しているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。9番菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） 私から、障害者ですね自立支援給付費の算定ミスについてお伺いいたします。

先の全協で担当の方から説明あったわけですが、それこそミスなわけですよ。議員の方からもそれほど意見がそんなになかったわけでありまして、しかしながら翌日に新聞報道によって住民のほとんど知る形になったわけですし、大変それに対する意見等厳しいものもいろいろあるわけです。うっかりとかそういう感覚ですもんね説明されても、たびたびねこういうものがあっては困るわけでありまして、そして今回のこの本会議において町長の行政報告の中でも触れられてもなかったわけです。やはり本会議の場でです

ね、その対象者に対するお詫び、陳謝、あるいはまた町民に対するそういうお詫びというものをやはり示すべきであると、このように思うわけですが、町長いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 9番議員の質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 菊地議員の質問にお答えをいたします。

今日、今回の行政報告に触れなかったことは事実でありますし、冒頭の中で私からも話なかったというのはそのとおりでございますけども、いずれ中身からすると、非常に申し訳ないんですけども本当単純な作業ミスというようなことでありますので、これは厳しく今、責任は問われなきゃならないなというふうに思っているところでございますけども、今、この予算が通った段階で個別の対象者にまだ全然お話もしておりませんので、そういった状況もきちっと踏まえ、あるいはまた県との関連もございまして、そういったもの整理された段階で、しっかりした形でお答えをしながら、そしてまた責任もきちり明らかにしなきゃいけないなというふうに思っています。既に担当の課、あるいはまた職員に対しての後処置について、しっかりやるようにというふうな指示は今出していますので、それに基づきながら、当面まず迷惑かけた町民に対してしっかり後処理をするというふうな形での処理を優先しながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 31ページですが、プレミアム商品券について伺います。

ここ何年、10年間やっておるわけですけども、いまいち町民の評判というものがどういうものなのか知りたいと思うわけですが、私が思うにはですね買っている、これを利用している町民が偏っているというふうな感覚と、使う商店なり事業所もまたある程度偏ってしまっているのではないかなと。なおかつ、今また町内に町外資本の店ができて、そちらの方に大分流れているというふうな話が聞くわけで、その辺のプレミアム商品券についてのですね町の考え方が、今までどおりのプレミアム商品券の使い方で行くのか、それとも今年度は新しい何か考え方があるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） 山本議員の質問にお答えいたします。

これまで、過去9回ですけども商工会主催で、このプレミアム付き商品券発行事業を実施してまいりました。その中で、今山本議員が申し上げたとおり、購入者が一部の域

を出ていないのではないかというそういうご指摘あったわけですけども、そこいら辺は町内全域に購買者がいるということではないわけですし、やはり山本議員がおっしゃるとおりちょっと偏っている部分が、はっきりいって見られるとっております。この点は主催者である商工会の方でも危惧しておりまして、今年度、違うようなこう、もっとこう町民から購入いただけるようなそういうことをちょっと考えて取り組んでまいりたいということでございました。内容については今後、この予算が通ってから話し合おうということで、そういうことで話が決まっております。

なお、この商品を販売する商店につきましては、商工会という性格上、会員の方を購入できるお店に限っております、そこら辺のことについてはおそらく今回もそのような形で進む可能性もございます。

それで、今回の第10回目に関しましては、前回と同様の販売方法でまいります、そのように購買者の範囲を増やしていく、それから商店ももうちょっとこう輪を広げるようなことができればそこら辺もちょっと検討していくという方向で、とりあえず第10回目は進めてまいりたいと思っております。

なお、今回10回目という区切りでありますので、これまでの10回のことをしっかり検証しながら、このプレミアム商品券に代わるような消費拡大の事業も視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 今年の新しく検討するような内容になってほしいなと思います。

もう1点、今年、職員2名採用しているようですが、現在106名という職員の数になっておるわけですが、この人数的には計画どおりの人数で動いているのか、その辺を町長お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本議員の質問にお答えをいたします。

今2名という話ありましたが、町長部局については1人、あとは子ども園関係という採用の仕方でございます。ここ合併してから10年間は5分の1採用ということで、計画に基づきながらずっとやってきましたけども、ちょうど10年間で目標はそれとおりに達成をした状況であります。この後ですね、どのような形でというふうなことになるんですけども、やっぱりこれからの職員の配置については、例えば新しく再任用職員の採用

の問題とか出されてきておりますので、そういった人方の動きも加味しながら、時々  
の状況を反映させて事務量など総合的に勘案しながら採用を決めていきたいなというふう  
にこう考えています。一応合併で合意した10年間の定数管理については、きちっとその  
とおりにやってきたというふうなことであります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 金額のことを聞くのはちょっとためらうところもあるわけですが、この2人の職員に対して800万円の予算を見ているわけですが、平均、ボーナスも含めて16カ月で割ってもですね25万円ほどの給料になってしまう。現実には給料的にはどの程度なのか、お知らせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

今回の一般会計の給与費明細書のところで、給与費、給料が800万円と、801万円ですか、というふうに記載がありますけれども、これは今年度当初予算を策定する際に新職員の採用については4名で計上していたものが、実際に採用されたのが6名ということで2名増員になっている部分の要因もございしますが、そのほかに、今年度、副課長5名任用されております。その関係で、今まで4級だったものが5級に昇格、また、今まで係長だったものが副課長ということで、昇格・昇給しているものもございします。この800万円については増えた2名分だけではなくて、そういった形で人事異動で昇格・昇給したものの職員の給与も含めて800万円ということでもありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 50ページ見ればですね、給与改定に伴う増減分がないって書いてる。でしょう。その下の昇給に伴う分もないというふうに書いてる。これを見ると採用2人だけで800万円って見えますけれども、違うんですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本議員のご質問にお答えします。

50ページのご指摘された部分は、確かにこれ間違いですね。給与改定、昇給の分とか様々、この801万円が分けて合計でトータル801万円とならなければならないところですので、今ここでこの数字すぐ出せませんので、後ほど修正をしながら皆さんにお示しをしたいと思っておりますので、どうかお許しをいただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 31ページの新源泉利活用計画検討委員のメンバー構成と、その源泉を利活用した目的、例えばハタハタ館の増改築までみているのか、視察先も決まっているようでありまして、何を目的とした検討委員会なのかお知らせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。

これまで、新源泉の活用によって御所野台周辺の観光振興、あるいは町全体の振興を図りたいということで、まず役場の関係者、管理職を中心とした庁内会議をこれまで3回開催してございます。それでこの後6月の21日に最終回、第4回目を開催いたしまして、それで庁内会議の素案というものをまず作成したいと考えております。それで今の計画では、予算にも計上しておりますが、この後、この素案をたたき台としまして、議会の代表者、それから観光関係者、それと旅行エージェント、それからあと、もう一方ですけれども成功を収めて実績のあるコンサルタントを1名交えて策定委員会を立ち上げて、まずその中でこの素案をもんで御所野台周辺の活性化構想といいますか、そういう計画を策定したいと考えているところでございます。それで、まず今の計画としましては、この素案ができた段階で6月下旬から7月上旬にかけて議会全員協議会を開催していただいて、縷々中身、素案の方を説明させていただきたいと考えております。その中で様々な議員の皆様からご意見をいただいて、協議をして、実現可能な素案をまずこうその中にちょっともんでいただいて、その後で特にコンサルタントさんと旅行エージェントさんには、まずこの後、策定委員会では2回会議の方に参加してご助言をいただきたいと考えております。

なお、全体的な策定委員会については3回開催する予定で進めてまいることとしております。

いずれにいたしましても、まず実現可能な計画というものも構想として立てていく予定でおりますので、どうか今後ともご協力の方お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 例えばですね足湯、これは数年前に町長にも私の方から提案しております。この説明資料を見るとね視察先も決まっているようでありまして、視察先が決まっているということは見るものも決まっているということだと思えます。見るものが決まっているということは、ある程度の青写真があつてのことだと思えます。その辺の中身

を具体的にお知らせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず今、足湯というお話がございましたけれども、視察先にはやはりその足湯というのはかなり重要なものと捉えておりますので、そこが一つまず計画段階では立てております。それからあと、魚類といいますか、動物といいますか、養殖、養殖物の視察先を1カ所考えております。それから何か、お湯使った後の、若干ぬるくなるんですけども、その熱を利用して何か作物の栽培ができないか、そういうことについても視察することとしております。

なお、具体的な研修先については、今のところ関東方面とか様々考えておるわけですが、この後の皆様に集まっていた時に、こういうところもあるよというそういうご意見を出していただきながら、そこでよりよい視察先があればそちらの方を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） こういう検討委員会を立ち上げるということはね、例えばあそこほら、ハタハタ館周辺をね観光拠点と捉えて、新源泉を利活用してね、今までのハタハタ館の売り上げを何億増やすとか、集客を例えば倍増させる計画をもつとか、そういう具体的なね目的、計画をもったね内容じゃないと意味がないと思うんですよ。ただいらずらに検討委員会等を開催してもね、絵空事になってはね何の意味もないと思うんですよ。どの辺までの具体的な目的をもってるのか、もう一度お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） ご質問にお答えいたします。

今のところ素案の段階では、そういう金銭的な部分まではまだ考えておりません。考えられることを現在全て出し合いながら、それでこれはちょっと、こちらの気候的なものであったり環境的なもので合わないとか、そういうことで今どんどん削っていった段階でございます。観光振興を図るために、あそこ拠点としながら頑張っていきたいと考えておりますので、そういう部分でこうできるものをこう最大限こう上げながら、それで実現可能なものを選んでというのが今の段階でございます。

それで、今回のコンサルタントさんから2回来ていただく目的としまして、まず先ほ

ど助言していただくというお話をさせていただきました。そのほかに、やはり診断というものもちょっと仰ぎたいなと思っております。これについてはどれぐらいの大体、予算がかかるのでちょっとなかなか難しいんじゃないかということで、そこで初めてこの後の回で、こういう金銭的な部分、どれぐらい財源が必要なのかということをお話し合っていければなと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 峰浜地区の統合子ども園関係について、教育長にお尋ねをいたします。

検討委員会を立ち上げて、予算等には異論はないわけではありますが、この後のですね概略のスケジュールについて、教育長から今胸の内にあるところをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆川議員のご質問にお答ひいたします。

検討委員会につきましては、予算を計上いたしましたけれども、今私の頭の中にあるというか、この前のどうあるべきかということの答申の中での話も含めてお話しさせていただきますと、なるべく早く八森子ども園と同じように幼保連携型の子ども園にしてほしいというのが保護者の希望ということでもあります。幼稚園の中に保育所機能を持つちう、簡単にいけばそういう形でありますので、文部科学省と厚生労働省が所轄となるわけでありまして、文科省の方がすごく強い感じと考へていただければいいわけであります。そうした場合に、建物については、幼稚園舎の建物については縛りがあるし、基準もあります。今のあるものをそれに当てるとということについては対応にはなっておりませんし、例えば空き校舎を活用するにしても、今のままではなく、幼稚園に機能を兼ね備えたものをつくるということになると大幅に改修費もかかるということで、それを建設し、また改修して審査を受けてオーケー出てから、今度は職員の研修が2年間待つてるわけです。ですから、建てて改修して2年間研修して審査を受けてから、幼保連携型の子ども園の認可を受けるための申請をするということでもありますので、もう少しやはり、どんなに急いでも建てる、審査を受ける、2年間研修を受ける、その審査を受けてから申請をして幼保連携型の子ども園の認定を受けると、スタートするということになりますので、おおよそ数年間はかかるものと思ひております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 重ねてまた質問をいたしたいと思います。

今言ったように早め早めに手を打っていきたいということでございますし、そのくらいのやはり年限を必要だというようなことでございますので、なかなかこの後また父兄から、あるいは保護者からの意見等を聞くとか何とかということになりますと、いろいろなまた時間的な部分で、ロスとまではいきませんが、時間を要する部分も出てくるかと思っておりますので、なるべく早め早めにですね決着をつけながら、やはり私は何回も申し上げますように、こういった教育とか幼児の保育とかというのはやはり町内であつたら皆同じでなければいけないというのが基本的な考えだと私は思っております。1日も早くですね、町内のそういった関係者がですね同じ条件で健やかに保育あるいは勉学に励めるような、そういった体制にもっていただければと思っておりますので、今一度ですね教育長からそこら付近を整理しながらお話をいただければと思っております。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 基本的な考え方は、今皆川議員がおっしゃったように私も同じであります。なるべく早く進めて、早く結論を出して進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 39ページのことなんですが、教育総務費の中の事務局費です。ここに賃金で、今回コミュニティ何とかディレクターの賃金を補正してありますが、先般の全協の中では当初予定より業務活動数が増加と見込まれるためと言いながら、まだ6月で年度始まってから2カ月ちょっと。どこにこう、これが生じたんでしょうか。で、どういう回数を見込んでるのかお答えください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本節雄君） 嶋津議員の質問にお答えいたします。

全員協議会の際には、お話した時点では、この活動につきましては週2回の執務ということで当初予算計上してございました。これをさらにもう1日増やして週3回執務していただく予定ということで、今回の補正金額を計上予定してございます。よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） このコミュニティ・スクール・ディレクターの方は事務局の方に

勤務されて、小・中学校全部こう面倒見る、そういうことでよろしいですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 教育委員会にデスクを置いて、ほとんどいることはないんですけども、各学校を回り、地域を回り、現在は資料を集めて会議の資料を作ったりですね、まとめる作業を進めていると。どうしても3校を回るということになりまして週1回の執務では厳しいなということで、1日増やしたということでもあります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） プレミアム商品券についてお伺いをいたします。

先の全協で、腰山議員から、ここ数年プレミアム商品券事業を行ってきて、地元へ根付いた地元の事業所の恩恵がなくなってきたのではないかとというようなお話がありました。

そこで、改めてお伺いしたいと思います。この事業の目的、町民の、町民が買い物をして、そして2割の優遇を受ける。町民を喜ばせるための事業なのか。それとも、この町にある事業所を元気にするための事業なのか。改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） 須藤議員の質問にお答えいたします。

プレミアム付き商品券については、まず消費者なのか、お店なのかという話でございますが、消費者にとってはもちろん2割のプレミアムがついてございますので大変喜ばれております。それで購買者についても、年々購入者も増えていっているというのが実情でございます。購入者にとってはすごくいい事業でございます。それからもう一つ、お店にとってでございますけども、お店にとってもやっぱり私としては、これをチャンスと捉えてほしいと思っております。このように景気も低迷しておりますし、人口減少も進んでおります。それで購入者の人数も減っておりますので、そういう方をこういう事業を使って取り組んでいっていただきたいという気持ちで、この事業を進めておりますので、今後商工会さんともちょっと話し合いしながら、商店の方でどのようなことができるのか。それでお得意さんをこの事業でつかまえてほしいと思っておりますので、そこら辺中心に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） どちらも、町民もそして売り手側に対するそういう目的をもった事業だということだと思います。ただね、さっき山本議員からお話があったように、町外資本の大きな商店が八峰町には2つできました。どうしても町民は、2割の恩恵があるとそういう大きいところに行って、さらに安く買うと。そうなるとですよ、地元で今まで頑張ってきた商店、一生懸命頑張ってきた腰山商店のような商店がたくさんあります。その商店はどうなるんですかね。私はね、だからこの事業はもう一回原点に振り返って、地元で今まで一生懸命根付いて頑張ってきた、その商店や事業所をやっぱり再優先した、そういう事業でないと駄目だと思うんです。新しい町成の資本が入ってきてね、それも商工会に入った。そしてその権利を得る。そこでもその券を使えるというようなことになれば、私はこの事業の目的が非常に薄れてしまう、そんな気がするんですよ。確かに買い手の方は安く買えるからいいんですね。でも、私はこの事業の目的はそこではないと思うんです。この町である事業所をやはり元気にする、そのための事業でなかったなか。この事業を始めた時の町側のお話を聞いた時に、私はそう思ったんですね。ところがもうちょっと変わってきたな。そうでなくなってきたなというようにところが私はあると思うんです。ですから、その辺をね、もう少し町と、1,000万円を出してる町と、そして商工会と詰めて、この辺のところを解決していくそういう必要があると思うんです。いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） お答えいたします。

須藤議員がおっしゃられるとおり、やっぱり昔から地元根付いたそういう商店というのは、やっぱり大切にしていかなければならないということは認識しております。それで、まず今の現状がやっぱりどうしても町外からの資本のそういうこう、安売りの店といいますか、チェーン店、そちらの方にお客さんの方もとられているという部分もございまして、この後すぐにまず商工会さんと話し合いの場をもって、そこら辺どういうふうにして対策していくのか、ちょっと詰めてまいりたいと思っております。それで、この予算が通った後で、間もなくこうおそらく事業が始まっていくことにはなるわけですけども、それに間に合わせるように何か策を練りたいと思っております。

なお、どうしても策が練れない場合については、やっぱり先ほど山本議員の質問の時にお答えしたように、この後、10回という区切りの段階でいろいろもんで、違うような

消費拡大策であったり、そういう商店への支援策を考えていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 36ページの消防費について伺います。

先日、機能消防団を設立したというふうな話を聞いたのですが、もしそれが事実だとすれば、この消防費の中にそれが計上されてるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

機能別消防団の経費につきましては、当初予算に計上をいたしております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 分かりました。その機能別消防団ですが、何か聞くところによると委任状、任命状ばかり来て、機能別消防団がどういう活動すればいいのかという説明会もなかったような話聞いたんですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 機能別消防団員の推薦につきましては、各地域の消防団の方に人選等をお願いしております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） それは、そうすると消防団長の方からその作業というか、仕事内容を説明するということになってるわけですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本議員の質問にお答えします。

こちらの方としてはそういう認識でありまして、各消防団の分団長の方からこの方を機能別消防団の方にとということで推薦を挙げていただいております。ただ、もしその際にその方々の方に消防団の団長の方から詳細な証明等がなかったとすれば、その方の方とも相談して、こちらの方で消防団長とも協議して説明の方をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 私は1人の人しか話聞いてないので不確かなことですが、そういう人もいるということであればですよ、ある程度、消防団長からでも通してですね、各団員、団長にちゃんと説明したのかどうかということを確認しておく必要があるのではないかと思いますので、その辺をちゃんとやってもらえるかどうか確認したいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本議員のご質問にお答えします。

現在、数分団から機能別消防団員の団員の推薦いただいて任命をいたしておりますので、その際に個別の方々に業務内容等について詳細な説明があったのかどうか確認をし、もしなかったとすれば改めて分団長の方から、もしくは分団長の方で足りなければ担当の方から説明の方をさせていきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 教育留学について、教育長にお伺いいたします。

要綱の中で、これは県の職員だと思いますが、東京駅へ迎えに行き引率しますとあります。それからまた、大学生のアルバイト等が活動をサポートするとありますが、この点について、安全面というか、安全の確保といいますか、それをどのように町として考えておられるのかお伺いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 県の事業でありまして、県の方でこの3つの研修先に、先に研修したいという子どもたちの募集を県の方で始めると。子どもたちを迎えに行き連れてくるのも県の方でやるということでもあります。八峰町に来てから引き渡しを受けて、体験センターに宿泊して、あとは町で町の車で学校なり、また普通の今体験センターで活動している体験活動について、そういうことをやっていただくということでもありますので、そちらの面では心配ないんじゃないかなと私は思っておりますけれども。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 31ページの、どこだっけ……ぶなっこのランドの修景施業業務委託ですか、これ50万円みてるんですが、入札に付さないでこれ業務委託するというのは、どういう理由からなのでしょう。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。米森産業振

興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

今回の修景施業の業務委託については、下刈り及び間伐等ということで2.2haを予定しておりました……大変失礼いたしました。それこそ、森林組合と申しますか、森林組合の方に、そういう専門家の方に委託したいと考えております。

○議長（芦崎達美君） 6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 私から伺ったのは、入札に付さないで委託をするというその理由は何なのか、それを伺ってるんですよ。

○議長（芦崎達美君） 休憩いたします。

午後 1時44分 休 憩

午後 1時46分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番議員の質問に対し、答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） 柴田議員の質問にお答えいたします。

55万円という金額を想定してございますが、金額的にもそうですし、この関係業者の方から見積もりをとりまして、そちらの方と契約をしてやりたいと考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） その見積もりは、じゃあ、その1社から、森林組合からだけの見積もりなのか、それとも数社からとって森林組合が一番安い金額だったからそこに業務委託するという事になったのか、そのこのとこ。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） お答えいたします。

先ほどちょっと表現が悪かったようですが、森林組合のようなという感じで、ちょっと先ほどちょっと話させていただいて大変申し訳ございませんでした。関係業者の方から見積書を徴収して、一番まず安い業者と申しますか、その落札業者と契約を結んで委託したいと考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 金額的には競争入札とするのが妥当な金額だと思うんですよ、30万円以上超えてるんですからね。それで、2.2ha、下刈りと間伐を行うということなん

ですが、この作業が特殊な作業であればね森林組合さんに業務で委託するというのも理解できるんですが、いわば単純作業なんですよ。それで数社から見積もりとって云々っていう前にですね、本来であれば、これはやっぱり競争入札にするべきだと思うんですが、そこら付近の考え方について再度お尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） お答えいたします。

それこそ関係業者から見積もりをいただいて、それで随契でやりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町内の森林業務に携わってる事業所もあるわけですよ。それで随契というのはね、本力極力避けるべきなんです。それを金額的に55万円って大した額ではないんですけども、本来であればですね町内にもこういう作業をやってる事業所があるわけですから、やっぱりそういう町内業者も含めてやっぱり入札に期すべきだと思うんですが、やっぱり随契というのはね何かちょっと不透明な部分が、どうしても我々から見ればそういう感じが受けるんですね。それこそ競争させて、競争入札の結果、安いところに契約するというのが一番単純で分かりやすいわけですよ。その点について今一度お尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。米森産業振興課長。

○産業振興課長（米森伴宗君） お答えいたします。

何回もこう申し訳ございません。それこそ関係業者も多数おられるので、今回の件に関しては指名競争入札の方で進めてまいりたいと思います。何かこう、ちょっとこうむやを変えるようで大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第50号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

平成29年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,348万9,000円とするものであります。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページ・7ページをご覧ください。2、歳入。3款国庫支出金2項国庫補助金5目システム開発費等補助金1節制度関係業務準備事業費補助、1の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金243万円の追加であります。

次の8ページ・9ページをご覧ください。歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13委託料、国民健康保険制度関係業務準備事業費委託料243万円を追加するものです。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第51号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第51号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,746万2,000円とするものであります。

第2条、継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

地方債の補正

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

3ページをお願いいたします。第2表、継続費補正、追加であります。1款管理費1項総務管理費、公営企業会計適用事業、総額として3,226万1,000円の追加です。年割は記載のとおりであります。

第3表、地方債補正、これも追加であります。公営企業会計適用事業、限度額を450万円追加するものであります。

次に、7ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明いたします。

歳入でございます。4款1項1目一般会計繰入金ですが、140万5,000円の減であります。これは人件費相当分を減額するものであります。

5款繰越金と6款町債については、歳出の法適用移行支援事業費の補正に伴う財源補填によるもので、繰越金が4,000円の追加、町債は450万円の追加です。

9ページをお願いします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費、人件費は省

略させていただきます。

13節の委託料、法的化移行支援事業業務委託料として450万4,000円の追加でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今のところ町村は公営企業会計の方、特例的に免除されてるわけですが、町村においてもこの公営企業会計導入しなければならないという、その国の方からの方針が示されたのはいつで、それでいつまでにこの公営企業会計、何年度までに導入するよというそういう指示等あったのかどうか、説明してください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 柴田議員のご質問にお答えします。

県、県というか国からの指導といたしましては、3年ほど前から話があったと思います。これについては、全国的に平成32年度から移行するよということによって県を通じて指導を受けております。それに向けて県内の各市町村でも同じような作業を、実質、昨年度あたりから予算化して具体的に取りまとめしているよであります。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 公営企業会計が導入されると、それこそ下水道料や何か当然かなりな住民負担が増えると思うんですよ。入ってきたもので賄いなさいということになるんでしょうから、どの程度、今のところ住民の料金負担跳ね上がるよという想定されてるのかどうか、お願いたします。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） その辺は、その辺に向けて、固定資産の調査とかいろいろ現在ある財産を調査しているところですよ。それらも含めて、今後の運営方針も今後の委託の中で決めて、どの程度まで採算性を伴って事業が展開できるのか総合的に試算した上で、その上で負担割合というのを弾き出していきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第52号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）

平成29年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,497万4,000円とするものであります。

平成29年6月14日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページ・7ページをご覧ください。歳入、4款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金を4,000円追加するものであります。

次に、8ページ・9ページをご覧ください。歳出、1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費4節共済費、共済組合負担金4,000円の増であります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第18、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。4番須藤正人君。

○4番(須藤正人君) この陳情ですが、小泉政権下で三位一体改革において2分の1から3分の1に義務教育の国庫補助金が変わったということではありますが、この変わった内容をですね我々教育産業建設委員会でもう少し掘り下げて、しっかり研究しながらですね、この答えを出したいというふうに思うわけです。ですから、これは教育産業建設委員会に付託をお願いしたいと思います。

○議長(芦崎達美君) ただいまの4番議員の動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(芦崎達美君) 休憩します。

午後 2時07分 休 憩

.....  
午後 2時08分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立しました。

付託省略に反対することの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(芦崎達美君) 起立少数。よって、付託省略に反対することの動議は否決されま

した。

これより陳情第3号を採決します。本案は採択することに決定いたしました。

日程第19、発議第3号、教職員……。

休憩します。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより陳情第3号を採決します。お諮りします。陳情第3号について採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は採択することに決定いたしました。

休憩します。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時13分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第19、発議第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書を議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

休憩いたします。

午後 2時14分 休 憩

午後 2時14分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会付託に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（芦崎達美君） 休憩します。

午後 2時15分 休 憩

午後 2時16分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。陳情第3号は採択されました。

日程第19、発議第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書を議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第3号をご覧ください。

発議第3号

平成29年6月14日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美 様

提出者	八峰町議会議員	鈴 木 一 彦
賛成者	同 上	嶋 津 宣 美
〃	〃	笠 原 吉 範
〃	〃	腰 山 良 悦
〃	〃	柴 田 正 高

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を

はかるための、2018年度政府予算に係る意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第20、陳情第4号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は総務民生常任委員会へ付託することに決定しました。

定例会最終日までに審査を終了されるよう希望します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は6月15日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

---

午後 2時20分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎 達美

同 署名議員 6番 柴田 正高

同 署名議員 7番 皆川 鉄也

同 署名議員 8番 嶋津 宣美

平成29年6月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成29年6月15日（木曜日）

議事日程第2号

平成29年6月15日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	佐々木高
会計課長	吉田一夫	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	日沼正明
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
企画財政副課長	和平勇人	産業振興副課長	成田拓也
福祉保健副課長	今井利宏	建設副課長	内山直光
沢目子ども園長	川尻滝子	埴川子ども園長	堀江千秋

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

---

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番菊地 薫君、10番山本優人君、11番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様には朝早くからご苦労様でございます。

議席番号2番、笠原吉範。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日は2問質問をさせていただきます。

1問目は、個人起業に支援をということです。

移住・定住に不可欠なのは住居と仕事であることは言うまでもありません。住居に関しては、空き家改修事業や子育て世帯向け民間賃貸住宅など継続中であり、それなりに効果も出ているようであります。しかしながら勤め先は不足していることから、個人で起業を考えている方も少なくありません。現行の町の起業支援では雇用を伴うことが条件で、職種も限定されております。町内で起業をする個人にも支援が必要であると考えますが、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

続いて2問目は、住宅支援機構フラット35「子育て支援型」「地域活性化型」に応募をということであります。

住民支援機構とは、昔で言う住宅金融公庫のことです。

この制度は、人口減が続く地方へのUターンを促そうとするもので、住宅支援機構が民間の金融機関を通じて提供している、最長で35年間金利が固定されている住宅ローン、フラット35の金利を一定の条件をもとに引き下げるというものです。具体的には、人口が減少している自治体で暮らそうと新築や中古の家を購入したり、空き家を買ってリフォームしたりする場合などが対象となります。自治体による住宅購入の補助などを合わせて活用することが条件で、フラット35の金利を当初5年間0.25%引き下げます。これによ

り地方創生などを促進させるための事業であり、参加自治体を公募しているところです。6月2日現在、55地方公共団体が応募し、県内では秋田県と羽後町が参加しております。移住・定住の促進のために応募を検討してはいかがでしょうか。

以上2点をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

笠原吉範議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「個人企業に支援を」についてお答えいたします。

まず、能代山本管内の労働市場の動向について報告させていただきます。

管内の平成29年4月の有効求人数は、前年同月比15%増加しましたが、有効求職者数は前年同月比16.5%減少し、有効求人倍率は1.41倍と昨年4月の1.02倍を大きく上回っております。

このように求人の数に比べ求職者が少ない減少は全国的なもので、能代山本管内でも労働力不足が大きな問題になっております。原因として挙げられるのが、求職者が専門的な知識や技術を生かした職業や事務職を希望しているのに対し、その職種での企業側の求人は少なく、どちらかといえば建築・土木や加工業の求人が多いというミスマッチが生じているのが現状です。加えて、近年の状況を見ると、求職者のほとんどは、希望する職に就けなければ就職浪人も辞さないとの考えの人が多く、仮に希望しない職に無理をして就いたとしても辞めてしまうという現実が多いようであります。

このように多くの企業にとって労働力不足が大きな問題となっており、今後、町としても、ほかの市町村や企業と連携して取り組む必要のある課題と考えております。

さて、1つ目の質問の「雇用を伴わない場合であっても町内で起業する個人に対しての支援は必要と思うが」についてであります。笠原議員がおっしゃるとおり、起業を支援する町の補助事業として「八峰町雇用創出活動支援事業」がありますが、この事業には、町内から通年雇用者1名以上を雇い入れる場合に限るという採択要件があります。これらの要件を満たした場合、雇用者の賃金、創業に伴う設備投資などに要した経費、それぞれ2分の1、100万円を上限として補助金が交付されることとなっております。

また県でも、創業・中小企業支援のための補助金、融資などを創設しており、いくつか紹介すると、補助事業については、県内在住者と県外からのAターン者で移住された

方いずれをも対象とした新規起業に対する補助事業「起業支援事業」がありますが、いずれも「起業するに当たり、新規雇用が確実に発生すること」という条件が付されています。また、県の無利子資金融資についても同様で、県内で1年以上事業を営んでいること、かつ雇用者が必ずおることなどの貸付要件があります。

これらのことから、起業する業種にもよりますが、雇用の伴わない県の補助事業・融資事業も活用は難しいのが現状であります。

さて、雇用を伴わない個人の新たな起業に対しての町の考え方ではありますが、町として今までどおり、町内の雇用確保を最重点に位置づける姿勢は変えないものの、将来的に町の発展や住民サービスに寄与する業種については、個人企業者に対しても補助金交付等の支援策を前向きに検討する必要があると考えております。具体的には、平成19年度から、農林振興課で、地域農業の活性化と農業の担い手確保を図るため「八峰町担い手育成応援事業」を創設し、機械・施設の導入に対し、認定農業者であることなどの条件を付していますが補助金を交付しております。また、県でも、新規就農者の確保を目的に「新規就農者経営開始支援事業」を創設し、戦略作物導入等の新たな取り組みを開始する場合に必要とする機械・施設等の導入に対し補助金を交付しております。

これら町の農業関係補助事業や県及び他の市町村の支援事業と照らし合わせながら検討することになるかと思いますが、その場合重視するのが、副業ではなく、これを本業としての起業であること。また、先ほど申し上げたが、新たな起業が町の発展や住民サービスに繋がる業種であること、かつ長く継続可能な経営が確保されることなどと考えておりますので、それらを重点に支援事業創設を慎重に進めてまいります。

一方、新たに起業する場合、相当なリスクを背負うこととなります。失敗は許されないことから、資金繰りを含めた資金調達や販売計画などの作成など、経営のノウハウを学ぶことが起業する者にとっては最も重要となります。町では今年度から、新たな企業者を育成するため、白神八峰商工会と連携し「創業塾」を開催し、起業を目指す個人や団体をサポートしてまいりますこととしておりますので、まずは「創業塾」への参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、「住宅支援機構フラット35「子育て支援型・地域活性化型」に応募を」についてであります。

フラット35「子育て支援型・地域活性化型」は、子育て支援や地域活性化に積極的に取り組む地方公共団体と住宅支援機構が連携する事業で、省エネなど一定の条件を満た

した住宅取得に対する財政的支援と合わせて固定の借入金利を当初の5年間引き下げるもので、県内では羽後町が平成28年度からIターン者を対象に取り組んでおり、住宅を新築し移住することを誓約した人を対象に100万円を補助金として支出しており、実績は2件と伺っております。全国的に見るとUターン者も対象としているところもあり、既定の住宅取得に対する財政支援を見直しながら、先行例を分析しつつ、次年度以降、事業化できるように取り組んでまいります。

以上であります。

- 議長（芦崎達美君） 2番議員、再質問はありますか。2番笠原吉範君。
- 2番（笠原吉範君） 再質問をさせていただきます。

将来的に前向きに検討をしたいという回答を得て、少し安心しているところですが、先ほど町長の答弁にあったようにですね、農業に関してはいろいろと、農業の起業に関してはですね補助があります。もちろんそれは素晴らしいことですね。この担い手が不足してる農業にその担い手が育つことは素晴らしいことですが、商工業に関しては、今まるっきり支援がないわけです。私もいろいろ県とか商工会の補助金関係調べましたけども、法人化が義務づけられてるとかですね雇用が義務づけられているといったものがほとんどですね、個人起業には今のところ探してみても見当たらないのが現状であります。例えば一例ですけども、能代市内の理容店か何かに勤めていて、独立を考えて八峰町内で理容店を開店したい。設備にもお金がかかる。何の支援も今は受けることができません。私はですね雇用が生まれるということも非常に大事なことだと考えますけども、個人で起業した場合もですね、その事業が大きくなっていけば将来的に雇用が生まれる可能性も十分にあるわけです。何もやみくもに補助金を出せというわけではなくですね、やっぱりその職種や、果たして本当に独立してやっていけるのかというその見極めはもちろん必要でしょうが、私、そういう見極めにかなってですね起業される方には、雇用が発生した場合は、町内の人を雇用するという条件付きでですね補助金を出してもいいと思いますが、町長のお考えをお願いします。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まるっきりないというのではなく、だから雇用は条件になっていますけれども、制度とすれば様々あるというふうに思います。起業する人というのはやっぱりそれなりのリ

スクも逆に背負いながらもやっていかなきゃならないわけですので、全て補助とかそういうものでやるというのが正しいやり方なのかどうかはですね、やっぱりひとつ検討してみる必要があるんじゃないかなと思います。いろいろな事業の中で、あるいはまた先ほど農業の話もしましたが、商工業に対してそういうものが厳しいんじゃないかという話でありますけども、いずれにしても町のために将来的にプラスになっていくのであれば、ある程度助成するというのも必要ではないかというふうな考え方に立って、そのいろんな方法論についてはこの後少し検討させていただきまして、次年度以降ですね何らかの形で支援できるようなシステムはつくり上げるように今検討を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 大変力強い言葉をいただきました。何も私、今の町長の答弁ですとリスクがなければいけないと。もちろんそうです。私も何も100%助成しろと言っているわけではなくてですね、それは3分の1なり50%なり、多くても50%なりというふうになるのではないかと考えます。是非ですね、来年度からこういった意欲のある起業を目指す方にも少しでもですね町で手助けできるような制度をつくっていただきたいという期待を込めまして、1問目の質問を終わらせていただきます。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の住宅支援機構フラット35について、再質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 現在のフラット35の秋田県内の金利は1.090%でございます。それで、もしこの事業に応募してですね八峰町がこれを利用できるようになりますと、当初5年間0.25%ということで、減ということで0.84%となります。それで、住宅支援機関のページからですね返済計画といいますか、そういうものをこう打ち込めば出てくるわけですが、借入金1,000万円ですね、この制度を利用しなければその返済額が35年で1,204万円となります。この制度を利用して当初5年間0.25%減になりますと1,191万円、13万円違うわけです。その35年間で13万円違うとなると大したことはないなというイメージがありますが、この制度はですね参加する地方自治体の補助なども合わせて活用することが条件だということでもあります。秋田県ではですね県外からの移住が条件ですが、県の分譲住宅取得の際に25%の割引になります。先ほど町長が言ったとおりですね羽後町ではですね上限100万円の補助があるということで、こういうことを考えますとですね百数十万円違うということになってきます。その100万円を超える額が違うということにな

ると、やっぱりかなり大きいのではないかなというふうに考えます。町のその助成の制度っていいですか、これに参加すると町も何らかの形で助成しなければいけないわけですけども、早急に取り組んでですね参加する必要があると。羽後町も2件実績があるということですから早急に検討していただきたいと思いますが、答弁をよろしく願います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

次年度に向かって検討を進めていきたい。というのは、やっぱり一つの条件として町がどの程度助成するか。助成制度そのものがセットになっていますので、どういう形のものが考えられるか。これを検討してまいりたいなというふうに思っています。いろいろIターン者、あるいはまたUターン者に絞ってるところもありますし、それからまた、Uターンとかについてはある程度また国からの支援などもあるわけでありますので、そういった形のものも含めながら様々検討して、他の事例なども合わせながら町としての考え方をまとめてまいりたいと思いますのでよろしく願います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 1問目、2問目ともですね来年度から何とか形にしたいという前向きな姿勢を見せていただいたので、大変今回質問して良かったなと思っております。是非、来年度もし動きがないようであればまた再質問させていただきますので、何とぞひとつよろしく願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問がありませんので、これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 議席番号8番の嶋津です。通告に従いまして、今日2人目の質問を行います。

まずもって傍聴の皆様には、お忙しいところ町政について関心を寄せていただきまして誠にありがとうございます。

さて、今定例会の私の質問テーマですけども、いつものとおり大したことのない質問ばかりやっていますが、町民の生活の中でも大事なもの、買い物、そして交通、道路、合わせて活性化について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、買い物弱者対策についてであります。

高齢化社会と、それから人口減少は、私たちの日常生活に様々な問題を発生させております。その一つに地域の商店の減少があります。特に高齢の方々にとっては車の運転ができないことから、買い物で難儀しているというのが実情であります。これには公共交通も当然関係してるわけですが、ここでは生活必需品の買い物について問題提起したいと思います。

町内の国道沿いの集落、私の集落もそうですけれども、この周辺にはコンビニがあったり、それからホームック等があるわけですが、頑張ってる商店があることから問題ないところも半分ほどあります。ただ、商店のない集落が確実に年々増えております。以前であったら地域の商店についてあんまりですね気にしないっていうか、そんなに不便も感じることはなかったし、話題にすらあがらなかったのですが、最近の実情というのは買い物弱者という言葉すらあるとおりで、地域で頑張ってる商店に私はありがたさを感じてるところであります。

こうした商店のないところで生活必需品などを買い求めることができるための方法としては、いろいろあるわけですが、移動販売を利用する、また、新たな商店の開店に期待する、あるいはバスなどの交通利便性を良くして気軽に買い物に出かけられる環境整備を整える、こんなことがあるかと思えます。そのことを考えていましたら、先日地元の新聞の方で、この買い物弱者対策がテーマで2日間報道されておりました。その中に同じようなこう同調できる部分がありましたので、①番として、移動販売車を購入する場合に町から補助金をいくらかでも出すことはできないのでしょうか。

次に、こういう時代なので、なかなかそうした奇特な方というのはあらわれないと思えますけれども、万が一出た場合ですね、②番として、地域で新たに生活物資を販売する店を開きたいという場合に補助金をつけることはできないのでしょうか。

この買い物弱者対策で積極的に自治体で頑張ってるところも現にあるようです。そこで③番ですが、町内の中で特に峰浜地区は、近い将来、商店がもう皆無になるんじゃないかと私は危惧しています。公設民営でのミニスーパーとかミニコンビニとか、これを第三セクターで設置することを検討されてはと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

2点目ですが、公共交通の町営化について質問いたします。

町の交通関係の予算は皆さんご存じのとおり大半はスクールバスなんですけれども、合

わせて1億3,000万円近くになっております。昨日の補正予算の中でも聞きましたが、スクールバス等では交付税算入があったり、あるいは特交に折り込まれる部分があるようですが、町内の利用者を考えた時にもっと工夫の余地があるのではないかと思います。特に埴・大信田地区でやっける公共交通空白地有償運送事業では、バス事業者による縛りがあるわけですので、路線を維持することで逆に町の柔軟な対策の妨げになっているように感じます。むしろこの際、全路線の廃止をバス会社に求めて、バス事業を町独自でやる町営化してはどうかと。それによってスクールバスを含めた細やかな町内巡回や、あるいは能代までの乗り入れもということができるようになるわけですので、大胆な対策をとられてはどうでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

3点目ですけども、町道大沢大信田線、埴地区なんですけど、バイパスについてであります。

このことについてはこれまでも何回か過去にお話がありましたけども、ネックになったのが相続問題でした。それによって確かそこは断念したと記憶しておりますが、その後、別コースを考えてると思っておりますけども、その後の動き、方向がどうなってるのかお聞かせください。

最後4点目ですけども、北海道の先般の行政視察についてであります。

町長は商工会との行政視察で北海道のある日本語学校を見られたそうですが、我が町の学校施設の利用、それから我が町の労働力の不足、それから人口対策、そういうことに繋げるための視察かなと思っております。大変いいところを見られたと私は思っております。ただ、報告書にもあるとおり経営は、この学校、日本語学校については大変そうだと、そういうことを感じました。各地の日本語学校が全て結果オーライ、そういうわけではないようで、中には留学生が途中で失踪するということもあるようです。

ところで、今回の視察を私は町の活性化を有効なものにするために大変評価しております。是非日本語学校についてもっと検討するなどしてもらいたいと思うわけですが、町長のこの視察の結果についてのお考えをお聞かせください。

以上、簡単ですが4点についてよろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津宣美議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、買い物弱者対策についてであります。

嶋津議員のおっしゃるとおり、人口減少や日中労働力の能代市などへの流出は著しく、地元消費の低迷の大きな要因の一つとなっており、また、車社会であるが故、大型店やコンビニなどへ購買力が流出するなど、依然として厳しい状況が続いております。

この状況に歯止めをかけるべく、平成21年度から白神八峰商工会による「プレミアム付き商品券発行事業」を支援しております。ご存知のとおり、この事業は町外への購買力の流出を防ぐための一助となっていることはもちろん、商店にとって顧客獲得のチャンスの場合もあり、地域住民に向け「地域のお店」の必要性・存在価値をアピールできる場合もあります。商店を営まれている方は、この事業を大いに活用していただければと考えております。

しかしながら、実際にはこのような取り組みをしてきたにもかかわらず人口減少や大型店進出等の波には勝てず、売り上げが落ち込み、経営が維持できず、やむなく閉店せざるを得ない商店が増えてきていることも確かであります。その結果、特に移動手段のない高齢者にとっては地元で買い物ができなくなるなど、利便性が落ち込んだ集落が数か所見受けられるようになってしまいました。

そこで、1つ目の質問「移動販売車を購入する場合、町から補助金を出してはどうか」についてであります。移動販売については、町内では現在3店舗が営業をしており、平日に週数回、町内全域を巡回し販売を行っております。客層は高齢者が多く、皆顔なじみで良い関係を築いており、取り扱い商品以外の注文があっても次回に準備し持ってきてくださるなど、固い信頼関係で結ばれております。この移動販売車は、地域に商店が減少する以前からも営業しており、地元の商店と同様、地域になくってはならない存在となっております。しかしながら、ここでも人口減少や大型店進出等の影響は大きく、年々売り上げは落ちているようです。また、食材提供に関しては、JAや生協による宅配サービスも実施しており、住民サービスの一助となっております。

さて、「移動手段を持たない高齢者等の利便性を図るため、移動販売車購入に助成金を」ということですが、現在対象となる可能性がある補助事業として、町内から常用の雇用者を雇い新規事業を行う場合、「雇用創出活動支援事業」が考えられます。しかし、取り組み内容が「町民生活関連サービス事業で、地域の課題解決に貢献すると認められる事業」に合致した場合に限ります。しかしながら、これを活用できるのは新たに起業する場合であり、現在3店舗が移動販売を行っており、しかも人口減少などで売り上げが落ちている現状からして、現実的な取り組みとしては営業面から新規参入は厳しいの

ではなかろうかと思えます。

また、現在移動販売を行っている店舗に関しては、現在使用している移動販売車が老朽化したなどの場合、活用できる助成事業は今のところありません。ただ、農林水産業者や小企業がともに現在抱えている課題の一つとして、高齢化や跡継ぎの問題で事業継承が難しくなっていることが挙げられます。移動販売に関しても、現在の移動販売で廃業する店舗が出た場合、住民サービス低下に繋がりますので、今後の大きな課題と捉え、有効な支援のあり方について今後研究してまいりたいと思えます。

2つ目の質問「地域で新たに生活物資を販売する商店を開く場合に補助金をつけてはどうか」についてであります。先ほどの回答で、多くの商店が人口減少や大型店進出等の影響で売り上げが落ち込み、経営が難しくなっていることを申し上げましたが、今後も人口減少はさらに進む見込みとなっております。公共交通空白地で、かつ商店がない地域に生活物資全般を扱う商店を開業した場合を想定すると、現在、食料品と灯油等燃料の配達は確保できているとは言ったものの、ほかに衣料や生活資材が購入できるようになるとすれば、住民にとっては今より数段利便性が図られることは確かです。しかしながら、経営者側の立場で見た場合、現状で果たして経営が成り立っていくのかが心配されます。今のところ、商店を新たに始めたいという相談は寄せられておりません。町の補助金が本業で、しかも継続可能な取り組みに対して支援するという基本的な考え方を念頭に、この件につきましても慎重に検討してまいりたいと思えます。

3つ目の質問「峰浜地区は商店が少ないということもあり、公設民営でのミニスーパー（三セク）を設置できないか」ということでもあります。住民がミニスーパー的なものの設置を望んでいるのか分かりませんが、仮にミニスーパーを設置したとして、現在町の多くの商店が人口減少や大型店進出等の影響で売り上げが落ち込んで経営が難しくなっている中で、さらに第三セクターでミニスーパーを設置するという事になれば、需要と供給のバランスが崩れお客さんの奪い合いになり、共倒れ、あるいは小売りの商店が廃業に追い込まれる可能性もあります。現段階では、地域でどのような物がどれくらい必要なのか、どれくらい販売すればミニスーパーの経営が成り立つのかなど、相当の分析が必要であります。したがって、現在のところ新たに第三セクター立ち上げてミニスーパーを設置する考えはありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、公共交通の町営化についてお答えいたします。

町では、公共交通確保のため、バス事業者へは、八峰町内を運行する部分の赤字補て

んとなる補助金を毎年度支出してきており、平成28年度の補助金は2路線合わせて914万9,000円となっております。財源については、県補助金や国の特別交付税措置があるため、税金等の投入、いわゆる一般財源は154万円にとどまっております。さらに、利用者数を増やすため、バス券等購入に際しては半額で購入できる制度も設けており、平成28年度では延べ614人が回数券等の購入に利用されております。また、バス事業者が撤退した公共交通空白地においては、社会福祉協議会へ有償運送を委託したり、タクシー事業者への補助を通じてタクシーの常駐化を図るなど、公共交通の維持・確保に努めてきております。

さて、嶋津議員からの「バス事業を町営化して町内巡回や能代市までも乗り入れてはどうか」という提言についてであります。先に実施している公共交通空白地有償運送において、町内間利用者数が年間で延べ19名と極めて低い利用にとどまっていることから、現時点での直営の町内巡回バス運行の費用対効果は極めて薄いと考えております。また、能代市までの乗り入れについても、現在民間事業者が運行している状況を見ても多額の町費の支出が生じることが想定されることから、バス事業者が路線の廃止に踏み切らない限り、こちらも現時点での町営バス事業化は考えておりません。さらに、町内事業者の育成、商工業の振興を掲げる町としては、町民の利便性だけを考慮して、買い物支援等の意味合いを持つ町営バスを能代市まで乗り入れることはやるべきでないと考えております。

本来、地域公共交通を最も必要とするのは地域住民であり、その地域住民が利用しなくなったことにより現在の運行形態まで路線数や運行本数が縮小してきているという事実があります。地域の路線バスを地域住民自らが維持・確保していくという機運ができてこそ、路線バスの利用者が増え、利便性の向上に繋がっていくものと考えております。

次に、町道大沢大信田線のバイパスについてであります。

この件につきましては、昨年9月議会定例会において水木壽保議員から同様のご質問をお受けし答弁いたしておりますが、その概要を簡単にご説明させていただきます。

当初計画された塙橋手前から塙・大信田間へ繋ぐバイパスルートは、相続関係において所有権移転登記が不可能であることなどから、国の交付金事業を活用しての取り組みは断念したところであります。その後、バイパスに代わる代替案として町道大槻野線と塙・大信田間を結ぶ迂回ルートを検討しておりますが、こちらも筆界未定の区域が多いため関係者のご理解を得られるかどうか不透明な状況であり、今後時間を要するものの

引き続き可能性を探ってまいります。一方で、豪雨災害等が発生しても大信田地区が孤立しないための対策として「2級河川塙川の河川改修事業」が早期に実施されるよう、河川管理者である秋田県に要望しております。このように、以前の取り組み状況をご報告したところであります。

その後、迂回ルート of 用地に関しましては、これまでの経緯を踏まえた上でこの区間の筆界未定箇所を除外しながら、以前検討した範囲を拡大し、新たな観点から再調査を開始したところであります。相続関係をはじめとして地権者全てのご理解をいただき、用地提供に至るまでの一連のご協力なくして事業への着手は困難であるため、地元自治会関係者の力をお借りすることも必要であり、もうしばらく時間を要するものと認識しております。

また、この区間の計画は用地に制約があるため新設する道路の放線や構造等にも影響が及ぶことにより、道路規格としては最小限のものとならざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この迂回ルートは住民の安全・安心を確保するために必要不可欠な路線と捉えておりますので、道路整備実現に向けて取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、北海道の行政視察についてお答えいたします。

5月12日に、北海道東川町の行政視察を白神八峰商工会とともに行いました。東川町からは、町長はじめ議長、商工会長、関係課長など多くの関係者との意見交換や視察を通じて、各種施策の理解を深める有意義な行政視察となりました。

今回の行政視察の目的は、少子高齢化の進行に伴う労働力不足という課題を抱え、日本語学校が課題解決に繋がらないか探る目的と、遊休施設の利活用を学ぶ機会と捉えました。視察内容については行政視察報告書に詳細に記述させましたが、東川町の日本語学校の開設には、専門学校が母体となる契機があり、町が30年以上の長い年月をかけて町民の国際化の意識の醸成に努めてきたこと。また、卒業生との交流を続けることにより諸外国との信頼関係を築いてきたことなどの説明を受け、日本語学校の開設は一朝一夕とはいかないとの言葉をいただき、またそう感じたところです。

日本語学校は、国が掲げる「留学生30万人計画」を背景に、開設手続が比較的容易なこともあり近年急増してきておりますが、留学生と近隣住民とのトラブルや不法就労など様々な社会問題も起きております。その中で、東川町立日本語学校のように「国際貢

献活動」、「国内課題解決」のためという崇高な目的で運営され、留学生の失踪や住民トラブルもなく地域に学生が溶け込んで町の活性化に繋がっていることは、町民の意識の高さにも成功要因があると感じたところです。

先に述べたとおり、今回の行政視察は、町の遊休施設の活用策を多角的な視点から探る目的と日本語学校の開設による労働力不足解消の可能性を探るため、東川町の抱える課題と問題点を把握することになりました。行政視察の結果、日本語学校の開設・運営には克服すべき課題も多く、多額の公費投入も必要なことから、現時点で日本語学校の開設は、かなりハードルが高いものと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 8番議員、再質問はありますか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 再質問いたします。

まず1問目の買い物弱者対策ですけれども、全滅なわけですが、町内で頑張ってる業者さん、移動販売が3店舗あるっていうことで、大変な難儀されながら地域の買い物に不便を感じてる方々がいらっしゃると。そういうことで是非この後研究していくっていう今回答でしたけれども、他町村の場合もですね、新規の場合もそうでしょうけれども、継続の場合もいくらかの助成をしながら支援していく。単に買い物だけの話でなくて、地域の高齢者の安否確認であったり、いろんなこともこの中には含まれてくるかと思えます。ひとつ研究もいいわけですけれども、移動販売助成ということをもうちょっと真剣に考えてもらえればと思います。①についてはいりません。

それから、②番の新店舗ですね、これを開きたいと、こういう話なんですけど、あるかないかは分かりませんが、私の知ってる方は団体でひとつ考えてみたいなど、そういう方がおりましたので、団体がありましたので、わずかでもいいから、大きい店でもなくてもですね、それに対して先ほどの雇用創出みたいに新しい雇用があってでなくて、個人でも団体でも雇用とは別にですね開店に係るいくらかの補助金でもあればいいのかな、こんな感じで思いました。これについても検討はするというのでちょっと弱い回答ありましたので、これはいりません。

③番の方ですけれども、東京にちっちゃい村があるわけです。桧原村とかっていうところあるんだそうで、ここで昨年でしたか、今の商工会さん方といろいろ協力しながら、地元到店がないということでついに開いたのが、この公設民営でのミニスーパーだそうなんです。で、セクターにしたのは、村が、自治体が商売やって儲かるわけがないと。そう

ということでセクターにして、ほかの事業を掛け持ちさせながらトータルでペイできるように、こういうことなようです。それから、コンビニ店の場合は1日のラインがあるようで、確かローソンさんは1日53万円ぐらいがラインになってて、それ以上、以下を下回るのであれば店の開設は無理と、こういうふうな感じであるわけですが、そういう経済的な話だけでなく地域の買い物弱者対策ということを見ると、現に自治体で取り組んでるところもあるわけですが、特に町内の峰浜地区ではもう数えるだけしかもう商店がなくなってですね、八森の方に比べたら能代の方が近いと。車ある人はいいわけですが、ない人、あるいは子どもさん方もですねアイスクリームを食べれない状態、そんなことですので、将来的に検討していただければありがたいな、こういう趣旨で1問目挙げましたけれども、町長から一言感想をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず、何か商店を立ち上げてみたいという人がいるという話でしたので、是非ご紹介いただければというふうに思います。

それと、先ほど笠原議員からも起業の話ありましたけども、同じような立場でですね、その事業内容の定め方、決め方によっていろんなケースが出てくると思いますので、そういった形のものもまたそういう中でもカバーしきれないのかどうか、それらも含めて検討してまいりたいなとは思っています。ただ、やっぱり今現在で町営です、三セク立ち上げてまでコンビニ等を運営するというのはですね、まだそこまでは考えていませんので、もう少し、仮にやるとすれば民間の方です、やるという機運と、それに対する町としての支援をしていくという方向の方がむしろいいんじゃないかなというふうに思いますので、あえて今の段階で町が立ち上げてやるという方向までは考えていません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 特に③番については町が関与していくってことですので、なかなかできる問題でもない。それから、今すぐっていうことではないんです。いずれ地域から店がなくなる、そういう危惧されてるわけですので追々検討してもらってですね、買い物弱者対策っていうことをそういう面で考えてもらえればなというふうにも考えております。1点目は終わります。

○議長（芦崎達美君） 2問目の公共交通の民営化について、再質問ありませんか。8番

嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 先ほど話のとおり、町長から、1億数千万円のですね町が費用を出してる交通対策ですけども、スクールバス等はいろんな交付金、特交とかあるわけです。それから、生活路線についても補助金があるわけですが、何か私、今までの中でも公共交通の空白地域の場合もですね、バス事業者がこうある限り、地元の、八峰町の交通全体をですね考えた時、むしろそういうバス事業者が全部なくなった、なくなったって言えば極端な話ですが、撤退した方が自由に町がそのルートをつくったり、あるいはその1億数千万円の自前のですね町税だけで賄って、一般財源で賄ってる部分、それでこういういろんなオリジナルのものをできるんじゃないかと。これについても各自治体の中には独自にやっているとところもあるわけですけども、先ほどのあれからいくとバス会社がやめない限り無理だと、こういうふうな話でしたけども、むしろ積極的に町がバス会社にもういいんだと、あんだ方が頑張ってる間、私方はこういうふうな感じで金払ったり切符を半額補助やったりそういうことしなきゃ駄目で、スクールバスをですね動かすお金があれば、もっとその合間を一般の方々が利用するなどもできるんじゃないかと。この点に関しては、この後、門脇さんが持ち前の質問するわけですけども、もうちょっと町としての大胆な対策を私は期待してあったわけですけども、ちょっと残念です。町長からは最後この点についてお答えいただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

大胆な発想と言われればそれまでですけども、今町民がですね果たしてバス路線を廃止すればいいというのを望んでいるのかどうかという、私はとてもそういうことまではですね望んでいないのではないかなと私は思っています。大方どこの路線であっても、こちら側から、自治体側からもうバスやめてしまえと、路線バス廃止せよというような声を挙げてるところはなくて、採算上でバス事業者が撤退したところに対して代替の手段として考えてるのが大方で、ほとんどであります。そういう立場からいくと、今、路線バスそのものも事業者の努力だけではなかなか行ききれない今の社会的な状況でこうなったわけでありますので、最低でもやっぱり今ある路線だけは維持をしながらやっていった方がいいんじゃないかなと思っています。これはやっぱり事業者である限り、設備からノウハウから事故処理からですね全てのものをもっていながらやってるわけでありますので、それが全て町の方で全部やるということになると、それが果たして可能か

どうか。それからまた、仮に人口減少の中でまたさらにまた減っていく可能性があるわけで、そういうことも考え合わせると、今の中でですね端的に廃止をしてすぐこうなれば自由になるというふうな発想は、私は今の段階ではとてもそこまでは踏み切れないというのが正直な気持ちであります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） バス事業者がこれまで頑張ってますね、私方も学校の時利用させていただきましたが、時代変わってますね残ってるのが2路線だけと。私はバス会社に対しては感謝していますけども、ただ最近見るとですね、何かその規制の路線があるが故にバス会社の権限といいますか、それがこう入ってきて最終的に町が町内のその足の不自由な方といいますか、交通弱者の助けに本当に寄与してないんじゃないかな、こんな感じで思っています。むしろここで事業の方、バス事業者の方から撤退してもらって、代わりに町が独自のルートをですね持って市内までいくように、あるいは町内を巡回してですねスクールバスをカバーできるような、現に町の町営バスもですね5台も6台も持ってるわけですから、そういうのを有機的に使ったら、かなり1億円ちょっとのお金あるわけですから、もっとこう利便性のいい交通体系ができるんじゃないかな、こう思ってますが、再度町長のご答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほどもお話をしましたけども、町民がこのバス路線を廃止する方がいいというそういうふうに望んでいると私はとても受け止めることがちょっとできません。嶋津議員は相当のプランがあると思いますので、部内にもったこともありますので、全ての予算、その計画含めてですね斬新なアイデアがもしありましたら少し提案していただいて、私らも検討できるような素材であればこの後また考えていきたいと思えますけども、当面はまず今の現状の中でバス路線を維持するために金もかかっている部分もありますけども、ただそれに及ばない部分について様々な手立てを尽くして、例えば能代まで病院に行かなきゃならない人については移送サービスもやったりですね、あるいはまた空白地のところは有償運送も今やっています。そういう様々な手立てを尽くしながらお互いに共存しながら共有しながら補い合いながら、この交通を守っていくと、総合的に守っていくということで一生懸命頑張っていた方がいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- 8番（嶋津宣美君） 1億円という膨大なお金をですね、その交通関係に関して毎年費やしてるわけで、まして今後も保育所とかですね、こうなってくるとまたそこにもまたバスが走ってくると。年々増えてくことだけが予想されるわけで、この後、バス事業について町の方にはもうちょっとこう工夫した対応をお願いして終わります。2点目終わります。
- 議長（芦崎達美君） 3問目、町道大沢大信田線についての再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- 8番（嶋津宣美君） 3問目のこの町道の関係なんですけども、私はルートとかそれはいいんです。で、過去の時にですね相続問題っていうことで断念した経緯があったってことで話しましたが、先々週でしたか新聞の方でこういう報道ありました。相続問題がですね解決できない、できないといいますか、相続がどこにあるか分からないような、これは全国でかなりなこう、都市部よりも地方の方が多くなっていると。で、何か2割ぐらいがそうだという何か新聞出てまして、所有者不明の土地、こんな記事出てまして、実は国の方で法務省が来年に向けてこれを、こういう土地について公共対策で使えるようにしようと、こういう動きやってまして、ああこれは明るいニュースだなと思いでですね、で、思い至ったのがこの埜地区のバイパスの話です。で、公共用地として使う、あるいは道路として使うことができるようにしたいという国の方針があるようですので、ひとつそういうことも念頭にですね、この後参考にしてもらえるかと思いで、国の動きはそういうことなようですので、これについては回答ありません。
- 議長（芦崎達美君） 4問目、北海道行政視察についての再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- 8番（嶋津宣美君） 4点目の日本語学校の関係なんですけども、商工会さんが行ったっていうことは労働力不足対策、それから町にしてみれば学校施設が余っていると、これをまあどう使ったらいいか、こういうことと思います。全国にも200近くあるらしいんですけども、やはり経済的な面、その効果がある事業かなと私は思ってます。それから、うまく使ったら、確かに報告書によればアルバイトをやっても仮に普通のですね半分ぐらいしか労働できないような、労働基準法の半分ぐらいですね、それが今改正されとって書いてますけども、例えば東川町ですか、そこではもともとあった専門学校を使ってやってるということなんですけども、うちの方だって例えば旧埜小とかですね、あのよう

校舎をうまく仕切りなんかする、安い経費で宿泊棟を改造したり、あるいは、ある教室をうまく使ってやれば10人、20人ぐらいの教室を確保できるんじゃないかなっていうことで思いまして、町の方としても真剣に考えて、いいところ見つけてきたなと思ってですね、そういうお金かかるからやめようでなくて、もうちょっとこうこれから研究したら、そんなに何十人も受け入れなくてもですね、日本語学校だったら能代の方にもそういう指導されてる先生方もおります。あるいは地元にも先生方で堪能な方々がいると思いますので、ひとつこの後も検討されて、ハードルが高いつて終わらなくてですね、ちょっと研究されたらいかがでしょうか、町長の感想をひとつお願いします。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますね。

○8番（嶋津宣美君） はい。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど答弁の中でも話しましたが、まず町としてはそういった遊休施設の活用ができないのかということ、それから商工会の立場から言うと、また今の労働力不足の関係でそういった方々の労働力をある程度活用できないかという観点で行ったわけでありまして、報告書に触れてあったかあれですけども、確かに東川町の専門学校生もコンビニで働いてバイトしたりですね、そういう人もおります。それからまた農業研修で来ている人は別枠でおりますけども、ただそういう人方の労働する場合の時間は今制約されていますので、無差別というわけにもいかないし、それから、なかなか何ていうか、学校側でもですね、その管理とかそういうものもなかなかこう大変なようございまして、簡単にはまた、時間があるから働きにいつてこいというような状態にはなりきっていないのが今の現実であります。それからまた短期間の場合は、ある程度限りない期間で来るわけでありまして、余った時間は個人の自由な時間に使って、むしろまた余剰な時間で北海道のあちこちを回るといような形で活用されてる事例もあるとかとも話してましたが、いずれ当初我々が考えたように、学校の生徒がここへ来て、そして日本語を勉強しながら、そしてまた時間外には、あるいは空いてる時間にはある程度地域に貢献していただくといようなことも可能かということで今探ったわけでありまして、そのためにはやっぱり前提となる条件が様々整備されていなきゃならないし、それからまた東川の事例を見ても、ここまで来るまでには相当のやっぱり時間をかけて、しかも地域の方の理解がですね進んでないとなかなか受け入れないといような状況も

ありますので、いや、この学校を導入することがですね駄目だという意味でなくて、可能性があれば追求していくことはやぶさかではありませんけども、相当な綿密な事前準備、計画など立てながらやらないと、なかなか一朝一夕に成功するというわけでもないということを頭の中に入れてまいりましたので、そういう立場からするとまだまだ越えなきゃならない問題がいっぱいあるということでもあります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 今町長の回答から言うと、日本語学校についてはもう断念、こういうことで解釈してよろしいですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

断念というより今の現時点ではちょっとハードルが高いという意味合いでございますので、いろんな条件、また世の中の例えば規制とかも変わってくる様子があります。それからまた、日本の場合も今労働力が足りなくなっていくという現実問題でありますので、海外から受け入れた場合のそういった条件について緩和していかなくちゃならないという方向も出てくるのではないかなというふうにこう思っていますので、そういった前提条件もまた変化する可能性もありますので、そういったことも絡み合わせながら可能性があればまた頑張るということになろうかと思いますが、当面はまずすぐ直ちにこれを導入するということは無理ということでもあります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 埴川小学校の校舎を使ってやれば、すぐ近くには昔のサニーアオサダさんの時代にも外国の方々がおりまして、地域としては国際交流はもう慣れたのかなと。それからまた、すぐ近所にはバックセンターなんかありますんで、来た留学生方がそこで短時間のアルバイトもできる、まあこちらで言うと労働力を確保できるという条件揃ってるし、校舎としてのあれもそれぞれグラウンドもあるわけですし、校舎の部分もあるわけですし、いいのかな、こういうふうな発想で聞きましたけども、私の感想としては残念だな、こういうことで終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。ほかに質問ありませんか。

○8番（嶋津宣美君） ありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問がないようですので、これで8番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は11時8分。

午前11時03分 休 憩

午前11時07分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 議席番号10番、山本です。通告に基づき一般質問をいたします。

はじめに、認知症の取り組みについて質問いたします。

近頃、高齢ドライバーによる交通事故、徘徊による行方不明、誰にも看取られることもない孤立死など、認知症が一因と見られる事件・事故が年々目立っています。近所でも行方不明になる事案が発生しておりますが、その要因は、いわゆる認知症であると思われる行動によるものです。

認知症とは、一般的に高齢化による脳の病気が原因で、記憶力や判断力が低下し、日常生活に支障が出ている状態を言い、多くはアルツハイマー型で、その原因は不明ですが、脳内で様々な変化が起こり、脳の神経細胞が急激に減ってしまい、脳が委縮して高度の知能低下や人格の崩壊が起こる現象です。次に多いのが脳の血管が詰まったりすることによって、その部分の脳の働きが悪くなる脳血管性認知症とされています。

厚生労働省は、2025年に軽度認知障害の人は580万人を超えると予想。認知症高齢者の数と合計すると総数は1,300万人に達し、国民の9人に1人、65歳以上に限れば3人に1人が認知症あるいはその予備軍の人になるという、認知症1,300万人時代が来る可能性があるとして発表されています。一方、昨年町の介護認定者数は700人ですが、その7割の人が認知症と推定されると思われます。こうした背景にあって、厚生労働省は新たな認知症対策として、認知症を学んだ看護師や保健師、作業療法士など専門職により初期集中支援チームを創設し、その対応をすることとされており、当町でも包括支援センターが受け持つこととなります。ただ、それをサポートする介護等の現場は慢性的な人手不足にあり、新たな認知症対策を担う専門チームを創設するとしていますが、人材をどう養成し確保していくのか大きな課題でもあります。しかも受け皿としての施設整備や住宅医療、介護の支援体制の強化が遅れているのも事実であります。

また、認知症は一般的には高齢者の方に多く起きる現象ですが、65歳未満で発病した場合には、いわゆる若年性認知症とされます。国の推計によると、若年性認知症の推定

発症年齢の平均は、およそ51歳。いわゆる働き盛りの世代ですので、本人だけではなく家族の生活も影響が大きいにもかかわらず、その実態は明らかではなく、支援も十分でないのが現状です。本人や配偶者は子育て世代であり、病気のために支障を来し、仕事を辞めることになって経済的に困難な状況に陥るといったことも考えられますが、企業や地域社会は理解してはくれません。また、子どもが成人していない場合には親の病気が与える心理的影響が大きく、教育、就職、結婚などの人生設計が変わることになりかねず、本人や配偶者の親の介護が重なることもあり、家族の負担は計り知れないものです。また、本人の社会参加や自立の意欲は高く、体も比較的元気な方が多いことから、認知症高齢者への支援とは違う型の支援が必要であると考えます。

いずれ高齢者、若年者とも認知症になってしまったら、本人や家族に対するケアが必要になってくるかと思いますが、認知症の取り組みについて質問いたします。

- 1、認知症患者の実態と動向はどうなっていますか。
- 2、認知症予防の取り組みについて、どのような取り組みをしておりますか。
- 3、認知症サポーターの取り組みについてはどうしていくのですか。

次に、成年後見人制度の取り組みについて質問します。

平成12年に創設された成年後見人制度は、精神上の障害、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その人を援助してくれる人をつけてもらう制度であります。通常は高齢者の親族が家庭裁判所に後見人を申し立てるようにしますが、身内がない場合などは市町村長が申し立てを行い、弁護士や司法書士などが後見人となるケースが多いとされています。しかしながら、全国では認知症患者が推定で200万人と言われており、後見人の受け皿不足が問題となっております。

そこで、厚生労働省は平成24年4月より、後見人活動が適正にできる人材の育成を市町村に対し努力義務化する規定を老人福祉法に設け、制度のより一層の利用促進を図る方針を打ち出しております。

そこで質問します。

- 1、これまで町内による申し立ての件数は何件ですか。
- 2、町内に後見人が必要と思われる人はどの程度いるのですか。
- 3、町は後見人の養成制度についてどんな取り組みをしていくのですか。

以上2課題、答弁よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本優人議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、認知症の取り組みについてお答えをいたします。

認知症患者数については、厚生労働省の推計では、2012年には65歳以上の7人に1人、2025年には5人に1人が認知症に罹患すると推測しているようです。

町における認知症患者の実態ですが、認知症はあくまで医師の診断によるため、認知症患者の実数を把握することはできません。あくまで参考として、介護保険の要介護認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度」を参考とした認知症または認知症状にある方の人数は、推測によりますと平成28年12月末時点で421名となり、65歳以上の12.9%、このうち85歳以上になりますと40.4%となり、介護サービス給付費の状況からも国の推計同様に増加が見込まれるところであります。

次に、認知症の予防については、確実な方法はなく、介護予防事業や介護予防教室など様々な内容を取り込んだ事業を展開しておるところであります。

厚生労働省では、認知症施策推進総合戦略として、平成24年の「オレンジプラン」、平成27年からの「新オレンジプラン」を発表し、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護等の提供」の実現のため、目標年度を平成29年度とし、「認知症初期集中支援チーム」の設置を全ての自治体に義務づけており、町では地域包括支援センターに設置する予定であり、包括支援センターの2名の職員を研修させることとしております。

また、サポート医につきましては、能代山本医師会のご協力をいただきながら平成30年4月のチーム設置に向け準備しているところであります。

「認知症初期集中支援チーム」による支援内容ですが、新たに認知症が疑われる人を訪問し、認知症かどうかの判断や評価、かかりつけ医や専門医療機関との連携などが主な内容となっております。

最後に、認知症サポーターの取り組み状況についてであります。

平成26年度から養成しました認知症サポーターですが、八峰町には現在161名のサポーターがおり、義務づけられた活動はなく、認知症の正しい理解や認知症に関する知識を職場や友人、知人に紹介することが主な活動内容となっております。

サポーターの目標人数は特に定めておりませんが、現在420人ほどが認知症状態にあると推測されていることや今後も増加すると予想されることを考えますと、これからも養

成していく必要があるものと考えます。引き続き、各種団体や自治会などにも参加を働きかけてまいりたいと思います。

次に、成年後見人制度の取り組みについてお答えをいたします。

これまで成年後見人制度の申し立て件数は2件であります。後見人が必要と思われる人数については把握できません。後見人を必要とされる方は、認知症など精神障害、知的障害により判断能力が十分でない方が利用する制度でありますので、家庭裁判所に申し立てする際に、判断能力の有無が重要となり、医師の診断が必要となります。そのため、障害や病気があっても全ての方が申し立てできるわけではないようですので、後見人が必要と思われる人数は把握できないと思われま。

最後に後見人の養成制度ですが、親族や専門家以外に一般の方がボランティアで後見業務を行う制度を「市民後見人制度」といい、50時間以上の講習を受講した後、家庭裁判所の審査を受け、後見人に推薦される制度があります。県内においては、横手市と湯沢市で実施しているようです。

町においては、本人の意思が確認できる方に限り、社会福祉協議会において「日常生活自立支援事業」という事業を実施しております。この事業は、本人の意思が確認できる方が「日常的金銭管理」、「書類等の預かりサービス」、「福祉サービス利用の手続」などを行うサービスであり、成年後見人を利用するまでに至らない方が利用できる事業で、現在9名の方が利用しております。

今後、後見人はますます必要とされる場所ではありますが、個人の金銭や財産が絡むことなどから、問い合わせや相談の対応については、社会福祉協議会で実施の事業を紹介するなどして対応したいと考えております。

また、意思確認ができなくなった方の対応としましては、社会福祉協議会が後見人になれる「法人後見事業」の実施を相談してまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問はありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 認知症の患者数はなかなか把握できないということだわけですが、ある程度、自分そのものが認知症かどうかという判断もできる認知症テストというふうなものがあるんですね、それを、簡易テストですけども、それをやってもらえればおおよそ自分でも判断できると。インターネットでもそういう認知テストのただのサイトがありますので、そういうふうなテストをしていただければいいなど、そういう

ふうなところのサイトを紹介して、自分自らが認知症かどうかという判断も必要かなと思いますけども。

それで、高齢者の実態把握というのはですね地域の包括支援センターがやっていくのかどうかということだわけですけども、この辺は包括支援センターの方で認知症かどうかという判断はやるのですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

最終的には医師の診断になります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 医師の判断だということですが、仮に認知症だという、はっきり患者だというふうに言われた場合はそれなりの対応があると思いますが、それに至らない、実際には医者で診断で認知症というふうに至らない人も現実にはいると思うわけですよ。そういう方がですね突然行方不明になったり徘徊をしたりというふうな状況になる。して、どこへ行ったか分からないと。家族が路頭に迷って探すというふうなことが一番心配するわけであってですね、そのためにより早い対応を、その行方不明になった人を探すためのより早い対応が必要だわけですが、そのためにサポーターなる者という、これはサポーターはケアという部分も含めてのサポーターですが、そういう人が必要なわけで、そのサポーター、先ほどの報告でいくと161人ですか登録しているということだわけですが、このサポーターの活動がどういうふうな活動を考えていってですね、どういうふうなことをお願いしているのかというふうのを答弁願います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

現在のところサポーターは、こういうことをしなきゃならないという義務づけしたものはありません。したがって、まず自分自らが認知症に対する正しい認識・知識を得ていくということ。そしてまた、その知識をですね周りに広げていくと、そういう活動が主たる内容でございますから、地域あるいはまた職場、友人知人を通して認知症についての正しい理解をしていただくという活動が主たる活動でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） そのサポーターそのものの考え方、今の制度の中のサポーターというのがケアとか啓蒙というふうな部分だけをやってるんだろうと思いますけども、

実際には行方不明者が出た場合ですね、それを早急に捜索する必要があるわけです。そのためには、いろんなそのネットワークを通じてですね情報を得る。例えば先日例がありました、消防団員に連絡したりですね各団体の長に連絡してですね、こんな徘徊してるような人がいたら連絡をくれというふうなそういう連絡体制を構築してですね、そういう徘徊しているような人が町内に見たことがないかというふうな情報を得るような組織もしくは仕組みをつくることも必要ではないかと考えますが、答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

現在のところ徘徊等の情報でどうしてもやらなきゃならないというケースはですね、まず今、八峰町の中では発生はほとんどしておりません。ただ、将来的な課題としてはですね、いざそういう事態になった時どうするのかというような対応等については、この後検討しなきゃならないなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 私の記憶では過去に、認知症だと思うわけですが地元でやはり行方不明になって、過去に後から遺体で発見された例が2人ばかり記憶しております。迅速な捜索というものがこの場合必要でありまして、全国でもですね年間1万人以上が行方不明になって、そのうち400人程度が毎年亡くなっております。ですから、そういうことも含めてですね地域に見守り隊というふうな制度だったりですね、それから位置情報を通知するGPS携帯というふうなものの貸与とかですね、そういうふうなものの検討もまた必要なのではないかなというふうに考えますが、答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

認知症の方々に対しては、だからできるだけ認知症に対する正しい知識を持ちながら、地域でそういう人方を支えていくというような体制は非常に必要だと思いますから、そういう面でサポーターからいろいろ啓蒙していただくということは重要な仕事だと思います。あとまた、地域包括支援センターで今サポートセンターを設けるわけですが、そういった中で具体的なそういう対応等についても必要に応じながら検討してまいりたいと思いますので、さっきGPSの話もしましたが、導入してる場所もあるわけですが、まず必要に応じてそういうこともですね有効な手段であればこの後検討に値するのではないかなと思います。

- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） こういう認知症になれば、私もそのうちなるかもしれませんが、非常に家族に迷惑かかるわけでありまして、是非とも地域で行方不明なったり徘徊をしたりするような状態になったらですね、こういう人がうろうろして徘徊して歩いているというふうなことを提供して本人を助けるというふうな制度をつくっていただきたいというふうに思います。1問目の質問はこれで終わります。
- 議長（芦崎達美君） 2問目の成年後見人制度の取り組みについて、再質問ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） この成年後見人制度、認知症の場合と知的障害者の場合があるわけですが、いろんな具体的な例でいきますとですね、健康食品の送り付け商法とかですねオレオレ詐欺もその部類に入るとは思いますけども、いろんなそういう高齢者を狙った、特に認知症を狙った、ターゲットとして狙ったですね被害者が大分増えているなど。全国では年間1万6,000件ぐらいそういう事例が発生していると。そういうふうな判断力が不十分な高齢者が一番先に狙われるわけですけども、認知症や知的障害者が被害に遭わないような対策というものが町としてもあるのではないのかなというふうに思うわけですけども、町としてはその点はどう考えておりますか。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。
- 今申し上げた具体的な事例は、これは認知症、知的障害者限らず一般の人も狙われるケースでございますので、そういった立場から、消費者保護という観点から今対策をしていますので、特別、後見人云々とはまたちょっと繋がらないのではないかなというふうに思います。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） ここいら辺の事例ではないですけども、ある新聞で、認知症を患ってるだと思えるわけですけども、登記証を奪い取られたと。結局は見ず知らずの他人にいいようにだまされてですね、登記証を奪われた。それが認知症によって判断力がもうない状態だわけです。そういうふうな状態を回避するためには後見人というものが必要なわけですけども、なかなか後見人という制度は、裁判所を通したりですね医者や診断書が必要であったりというふうな難しい手続が必要だわけですけども、なかなか個人がその後見人になるということは非常に難しいわけですけども、制度として首長さんが

その後見人になるというふうなこともできるわけでありまして、先ほどの答弁では社協がその代わりをするようなこともできるというふうなこともあってですね、できれば町内で独り暮らしの方が大分増えている状況の中です、こういうふうな被害に遭わない状態をつくるためには、その成年後見人を町でやるとか社会福祉協議会でやるとかというふうなことを説明しておく必要があるのではないかなというふうに思います。この辺の周知は十分やっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いろんなケースありますから、独り暮らしでもしっかりしてる独り暮らしもいれば、あるいはまた連絡つく親族がいたり、様々なケースありますけども、何かあった時には相談していただければ対応できるように社協の事業としてありますので、こういう事業の周知は当然全部にしておりますので、そういうものを通じながら、必要であれば相談していただければ対応する体制はできていますので、是非相談をしていただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 近所でやっぱり認知症で判断力が欠けていて、家族の方が病院に入れた例があるわけですが、地域にですね親戚がいたり家族がいる方は何とかいわけですが、最近の傾向でいくとあまり親子であっても関わりたくないというふうな状況が各地にあるようでありますから、なかなか相談するにも独り暮らしではなかなか地域の親戚にも相談できない、もちろん親兄弟も近くにもいないというふうな状況があると思うわけです。その場合は、本人がまだ意思あるうちはいいですが、なくなってからはどういうふうな対応をしていくのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） やっぱり判断能力あるかどうかの有無というのは非常に大事になりますけども、いずれ必ず親族等がいるケースの場合が多いわけですので、そうなった場合はそういう方々と相談する格好になると思いますけども、やはりできるだけ健常なうちにですね自分の今後についての何ていうかな対応の仕方については、お互いにこの整理をしていく必要があるのではないかなと思ってます。ただ、いろんなケースありますので、とにかくそのケース・ケースに応じながら対応しなければいけないわけですので、本人ができないとすれば親族あるいはまた周辺の地域の方々でも連絡して

いただければ、そういう対応についてご相談をしたいというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） いずれ皆さんが通る道だと思いますけども、自分が判断能力がなくなる前に将来的な終活をちゃんとしておくように、町民の皆さんにもこういう制度があると、こういうことを周知していただければいいなというふうに思います。質問は以上で終わります。

○議長（芦崎達美君） 答弁はよろしいですね。

○10番（山本優人君） はい。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問がないようですので、これで10番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後1時より行います。

午前11時39分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 質問の前に、今月9日、滝の間地区で発生した火災について、皆さんに多大なるご心配、ご迷惑をおかけしたことをここで一言お詫びしたいと思います。

午後のトップバッター、本日のラストバッターであります。通告に従いまして、町の今後の交通体系のあり方について3点伺いたいと思います。嶋津議員の質問と重複するところも多々あると思いますが、答弁の方よろしくお願いします。

1点目、大信田・埜・仲村・横内地区で実施されている有償移送サービスの平成28年度の利用者数は、能代地区町内利用合わせて235人となっております。利用者のニーズに合ったきめ細やかな運行ルートになっているのか。今後の課題は。また、この地区以外での要望の声はないのか、伺いたいと思います。

2点目、約1億2,000万円という膨大な予算となっているスクールバス委託料を、このまま毎年予算化するのか。国土交通省では、平成14年に改正した地域公共流通活性化再生法で、地域交流ネットワークの再編に取り組む事業者と自治体を支援する仕組みを整備しました。バス路線を効率化し、コストの低い小型バスや乗り合いタクシーで補うな

どの計画をつくれば、国が補助を手厚くする制度であります。学校統合が進み、通学距離が長くなり、スクールバスはどうしても必要なものではありませんが、町直営での事業化の考えはないのか。予算・決算の委員会審議でも何度も委託と直営の試算比較をするように言っておりますが、その結果は出ているのかお伺いしたいと思います。

3点目、高齢者ドライバーの事故防止策としての運転免許の自主返納を促すなどの取り組みが全国各地で様々な形で行われております。3月定例会でも笠原議員が対策としての自動ブレーキの質問をしたところではあります。公共交通網が整備されている都市部以外ではマイカーが生活の足という現実は変わりません。高齢化が進む中、代替手段の確保が大きな課題ではないでしょうか。

免許返納を促す仕組みづくりで一定の成果を挙げている岡山県で、免許を返納した高齢者に県警が発行する「おかやま愛カード」に様々な特典をつけたところ、伸び悩んでいた返納者が急増。そして高齢者ドライバーの事故数が逆に減少に転じたという例があります。協賛事業者にカードを提示すると、タクシー、バスなどの割引や住宅リフォーム、灯油配達でのサービスを受けられたりする、高齢者の身近な生活支援の特典が人気の秘密のようであります。八峰町はどのようなアイデアを持っているのかお聞きします。

以上3点、前向きな町長の答弁をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門脇直樹議員の町の今後の交通体系のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、「大信田・埴・仲村・横内地区で実施されている交通空白地有償移送サービスの現状は、利用者ニーズに合ったきめ細やかな運行ルートなのか」というご質問についてであります。交通空白地有償移送サービスは、平成28年度から社会福祉協議会が事業主となって移送サービスを行っております。平成28年度の利用実績は、延べ利用人数で235名となっております。利用範囲は山林等を除く八峰町内全域、能代市は「厚生医療センター」、「能代バスステーション」、「能代駅」の3か所限定となっており、町内間利用は延べ19名にとどまるものの、厚生医療センターへの利用者が延べ204人と9割近くを占めております。利用者の中には、そこから「公共交通」に乗り換えて最終目的地を目指す方も相当数いることを把握しております。

目的地を増やすことについては、既存の公共交通との競合もあり、どこまでも可能と

することは現状ではできないと考えております。既存公共交通を併用しながら、利用者が工夫して使用していただいているものと考えております。

次に、「スクールバスを直営事業化し、児童の送迎時間外の活用について」お答えいたします。

スクールバス運行には、冬期スクールバスを含めて平成29年度当初予算に1億2,171万5,000円を計上しております。財源は普通交付税と特別交付税併せて6,029万4,000円で、一般財源で6,142万1,000円と多額の町費の持ち出しとなっております。

「平成29年度予算に関わる付帯意見書」で指摘のあった「自主運営の公営バス事業の試算」を行っておりますが、直営化の費用試算は10年間の年平均で1億2,000万円程度となっております。これはバスの耐用年数を10年間として試算したもので、運転手確保のため、運転手は常勤の単労職として試算したものでありますが、現状経費とほぼ同じという結果が出ております。

空き時間の活用ですが、嶋津議員の質問の際にもお答えしましたが現時点での利用者が極めて少ないと予想されることから、費用対効果は極めて薄いと考えております。

今後、児童生徒数の減少に歯止めがかからない場合、余剰のバスや職員が生じることも想定されますし、町の財政も縮減していく中で直営で運営していくことは困難と考えます。このことから、今後も民間事業者を引き続き委託していきたいと考えております。

次に、「運転免許の自主返納者の交通代替手段」についてお答えいたします。

八峰町においては、JR東日本が運営する五能線が上下6本、バス事業者が運行する路線が2路線でそれぞれ3往復しかなく、利用者にとっては決して便利な交通機関となっていないことは承知しております。

嶋津議員の質問の際にも述べたとおり、本来、地域公共交通を最も必要とするのは地域住民であり、その地域住民が利用しなくなったことにより、現在の運行形態まで路線数や運行本数が縮小してきているという事実があります。地域の公共交通機関を地域住民自らが維持・確保していくという機運ができてこそ、公共交通の利用者が増え、利便性の向上に繋がっていくものと考えております。

マイカーの利便性にはかないませんが、今後も公共交通の維持確保、利用者への運賃軽減助成に努めてまいりますので、免許返納者を含めて公共交通機関の利用をお願いいたします。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 11番議員、再質問はありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） この有償移送サービスは、私が八峰町時代からデマンド型タクシーを入りに何度も質問してやっと叶った移送サービスであります。しかしながら、やはり社協での対応では法的にも縛りがあるようで、例えば病院へ行ったついでに買い物をするとか別の方へまた用事を足すとか、そういう使い勝手はあまりできないようがあります。ですから、やはり民間であれ直営であれ、もっと使い勝手のいい移送手段を考えれば利用者数もまた違ってくると思います。そして、やはり空白地域に限定しているために町内巡回等も利用者数が足りないのもあって、これを町内全域に広げることができれば、また利用者数も違ってくると思います。

それから、スクールバスの件ですが、町長は何かといえば公共交通と言いますが、実際に能代市、三種町でも直営でスクールバス事業をしております。三種町に聞いたところ、スクールバスとして活用していない時はスポ少の練習試合等の遠征等でフル稼働している状態であります。全域ではありませんが、琴丘地区、山本地区でも一部直営でスクールバスを運用しております。その辺の情報を確認しているのか。

あとは、3番目には、町長は今答弁の中で、町民が活用して利便性の向上を図ると言いますが、利便性の向上を図るのは町民ではなくてバス会社であります。私たちが子ども頃から走っているバスの大きさ、ずっと同じであります。しかし、乗っている人数を見ますと、時々見かける路線バスを見ますと、乗ってて1人か2人です。それなのにバスの大きさは一切変わらない。もう少しバスを小型化して、例えば細やかな運行ルートをつくるとか、能代市みたいに巡回バスにするとか、公共であれ民間であれ、やはり使い勝手が良いれば利用者数は増えると思います。その辺の考えをもう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

全てドアからドアまでの間、好きな地域に好きなところに行って好きなことをできるようなそういう交通体系が望ましいとは思いますが、やっぱり一定の制約された中で最大限の利便性を高めた交通手段を確保していかなきゃならないという今の現状だろうと思います。もともとこういうふうになったのは、自動車そのものが普及されて公共交通機関の利用者が少なくなったが故に今のような問題も起きている現実もございます。先ほど、買い物の関係でいろいろ話もありましたけども、逆に買物をどんどん能代に

利便性を高めて人をやって町内の店は売れないという、現実も裏腹の関係もまた確かに出てきます。そういったいろんな問題を整理しながらやった場合に、我々としては、かける金、そしてまた今の運行の状態、様々な角度から検討しますと、現在ある公共交通機関をしっかり守りながら、なおかつそれを補完するような状態をやって今の町の交通体系を維持した方が一番得策ではないかなというようなことで考えて現在の体制をとっていますので、この後ですね、三種町とかのケースも質問ありましたけども、私もそこまで奥底までは覚えておりませんので、この後もう少しどういうふうな形のものが、それは聞いてみたいとは思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 町の試算では直営でやっても約年間1億2,000万円かかる。今現在、スクールバス委託料1億2,000万円。同じ金額ならば、スクールバス以外でも自由に活用できる直営の方がいいと思います。運転手の雇用にも繋がると思います。町長は運転手の確保が難しいと言いますが、三種町では簡単に確保できたと言います。やはり仕事を探している人も多々いるし、免許さえあれば運転できるので、運転手の確保はそう難しくないと考えております。

それから、免許証返納であります。岡山県の例を見ますと、こういう買い物券とか乗り物での割引サービスとか、昨日の本会議でも話題に上ったプレミアム商品券ですが、こういうものをこういう免許証返納に結びつけていけば、またプレミアム商品券も活用の仕方が違ってくると思います。その辺もう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。よろしいですか。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 運転手の確保について、ちょっと見解の違いはあります。というのは、現実バスの運営してる秋北バスからも、運転手の確保について非常に厳しいという現実は述べられております。

それから、ちょっと先ほどの三種町の件ですけども、バスは町で買って委託をしてると。運転手でなくて委託をしてるというふうな状況です。

あと、先ほど返納者に対するいろんなものを出されましたけども、秋田県でも今返納した場合は運転履歴証明書を出しまして、それをもとにしながらタクシーであるとか公共機関に対する手立てとか様々なことを考えてるような状況もありますので、それらの点については、この後そういう方々に特定したものを何かできるのか、それは検討して

まいりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） やはり町長の答弁にあったようにね、これから高齢化はどんどん進んでいく。やはり町として公共交通に頼らない、高齢者、もちろん免許証を自主返納した人も含めて、交通弱者、免許のない人、運転のできない人、そういう人のためにやはり高齢化社会に向けた町独自の交通体系が絶対に必要になってくると思います。もう少し使い勝手の良い新たな交通体系を構築する、将来的にね構築していく考えは町長にないのか、今一度答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

現実公共交通あるわけですけども、その利用者数も現実少なくなってる。確かに利便性の問題もありますけれども、必要に応じてうまく活用するという手立てしながら、できるだけ利用者が増えていけばさらにまた向上していく面もあるだろうと思います。現実利用、そうなったからといって利用者が急激に増えるという保証は今のところないと思います。したがって、私はやっぱり今ある公共交通機関を大事にしながら、それを補完するような制度をいろいろ作りながらやっていった方が得策ではないかなというふうに考えています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 随分町長は公共交通の肩持つな。秋北バスの補助金も含めると年間1億3,000万円ですよ、町長。この1億3,000万円をね町民のために活用しない手はないと思います。やはり利便性は公共交通には限界があると思います。バスが各家々の前まで迎えに行くこともできないし、各家々、細いところまで入っていくこともできない。JRは当然駅まで行かなければ乗ることができない。もう少し高齢者や運転弱者に優しい交通手段があつてしかるべきだと思います。町長もやがて年とるんですよ。それを踏まえた答弁、もう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お断りしておきますけども、私、秋北バスに衝突された立場ですので別に肩持つ必要は全然ありませんので、お断りしておきます。

秋北バスの路線そのものを、さっき嶋津議員からも言いましたけども、じゃあ全部取っ払ってしまえという主張だとすれば、果たして町民がそれを望んでるのかどうか。そこ

をしっかり踏まえていかないといけないと思います。やっぱり現実あるこの制度というものをきっちり利用しながら、なおかつだから病院に行くに非常に困ったとすれば、移送サービスもちゃんとあると。補完する手立てを様々考えてやってるわけですから、それで足りなければまた考えていくということで当面は進めていきたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 町民が望んでいるのは路線バスの廃止ではなく、民間であれ公共であれ、使い勝手のいい利便性のある乗り物だと思います。嶋津議員が路線バスはいらないような話しましたが、私はそれはそれでいいと思います。公共交通の廃止は望んでいませんが、もう少しやっぱり利便性のある交通手段を考えるべきだと思いますが、もう一回お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

路線バスにこだわったのは、路線バスが嶋津議員言われるように全廃しちゃうと、確かにこちらの考えてるような状況で運行できる可能性はあります。ただし、現在あるが故にまた制限されてる面があるので、やっぱり裏腹の関係にはなるわけであります。だから、やっぱり維持をしながら不足な分に補完していくと、こういうことで頑張った方がより現実的ではないかなというふうに思っていますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○11番（門脇直樹君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 2番、3番通してありませんか。

○11番（門脇直樹君） ありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の会議は6月16日午前10時より開会し、一般質問等を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午後 1時22分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 \_\_\_\_\_ 芦 崎 達 美 \_\_\_\_\_

同 署名議員 9番 \_\_\_\_\_ 菊 地 薫 \_\_\_\_\_

同 署名議員 10番 \_\_\_\_\_ 山 本 優 人 \_\_\_\_\_

同 署名議員 11番 \_\_\_\_\_ 門 脇 直 樹 \_\_\_\_\_

平成29年6月八峰町議会定例会会議録（第3日）

平成29年6月15日（金曜日）

議事日程第3号

平成29年6月15日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 一般質問
- 第4 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 第5 陳情第4号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情について
- 第6 発議第4号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書の提出について
- 第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第8 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 加藤和夫	副町長 伊藤進
教育長 千葉良一	総務課長 佐々木高
会計課長 吉田一夫	企画財政課長 鈴木正志
福祉保健課長 堀江広智	教育次長 日沼正明
産業振興課長 米森伴宗	農林振興課長 佐々木喜兵衛

建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
企画財政副課長	和平勇人	産業振興副課長	成田拓也
福祉保健副課長	今井利宏	農林振興副課長	浅田善孝
建設副課長	内山直光	沢目子ども園長	川尻滝子
埴川子ども園長	堀江千秋		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書記 吉元和歌子

午前10時00分開議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第53号の追加提案につきまして、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、6月14日、議長同席のもと全委員が出席し議会運営委員会を開き、議長から諮問のあった議案第53号の追加提案について協議いたしました。

その結果、議案第53号を日程に追加し議題とすることを決定しました。

ご報告申し上げます。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。委員長報告のとおり、議案第53号を日程に追加し

議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号を日程に追加し議題とすることに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） おはようございます。3番、議長の通告により、土地改良基盤整備の積極的な推進について質問します。

能代山本管内では、八峰町が土地改良基盤整備率が一番低い。耕作放棄地の多いのも整備率が低いのが原因の一因であり、圃場整備が行われていないので普段の作業で不便を感じているところをアンケートした結果、8年前に峰浜土地改良区の結果では、一番感じているのが用水の不足である。2番目に多かったのが、水路が土水路のため、水管理、草刈りが大変だ。ほかに、田が分散し、機械の移動などに時間がかかることや、農道が狭く、通行交差が不便だなどが多かった。また、平成20年6月3日、峰浜土地改良区に機能診断を県にしてもらった結果、45年も経過し、施設全体が老朽化が見られるため、特に土砂はけはゲート本体が腐食し、劣化による破損が考えられるので早急に対策が必要である。灌水水路は全体的に老朽化のほか、水利機転低下が見られるため、機能保全の計画を検討する必要があるとなっていました。土地改良診断の結果であります。その後、県の秋田農業農村事業推進計画キャラバン隊が峰浜土地改良区に訪れた際に勧められたのが、平成24年度新規採択希望、農地集積加速化基盤整備に向かいましたが、同意が100%に達せず、計画を断念した経緯があります。今も老朽しているので修繕しながら管理をしています。

八峰町の耕作者も変わりつつあるが、今頑張っているのは60歳から70以上の耕作を受託しているのは、農地の集積が進まず、作業効率が悪く、栽培管理に朝早くから時間がかかるなどの問題がある。未整備圃場は、条件不利圃場の利用で引き受け手がなく、耕作されないまま放置される危険性がある。放棄地が住宅近くまで迫っており、アナグマなどの野生動物が住み着くのではないかと心配である。去年はクマが出るなどの騒動もあり、是非とも基盤整備は必要と考えます。

現在、農機具が大型化され高性能な機械になっているので、土地の集積を行わないと機械の能力が発揮できない。それから、法人や認定農家など圃場条件の悪いところを受

託し大変と聞いております。体調を壊さないかと心配である。

平成24年度には北秋田振興局の整備率は67.1%でしたが、平成30年度目標度で71.3%であったが、平成28年度では83.6%まで上昇しています。また、鹿角振興局、平成20年度では65%が平成28年度では86.9%までいっております。しかし、山本振興局内の平成28年度までの整備率は68.9%で、各振興局の中で一番低く、今、能代市に着工しているところが4地区、平成29年度事業で浅内地区が始まるので、この農地整備加速化基盤整備事業が終われば整備率が大幅にアップする。

八峰町の圃場整備事業が立ち遅れ、60%で管内の市町では一番の低いので、地域土地改良だけに任せるのではなく、町も積極的に基盤整備に取り組んで整備率を上げていけば、耕作放棄地の減少、農地集積が大幅に進むと思うが、今、農地集積加速化事業に名乗り出ても採択されるまで何年もかかるので、よその地区とは同じことをやっても採択されないので、地域の特性を生かした野菜などの拡大を可能とする農地を整備する。この農家の工事費は負担額が基本は7.5%であるが、工事完了後に地域内の面的集積の成果に応じて促進費が交付される。面的集積支援交付金は2～5%、法人支援が交付が1～2.5%で、農家の負担率が下がり軽減されるので、事業に名乗り出る土地改良区も多くなっている。今では、平成28年度採択農地に同意しなかった後、悔やんでいる農家があります。平成24年度に採択された能代市の轟メガ団地であります。平成25年度にも土地改良合併に関するアンケートの結果でも、要望の中で、後継者が確保できないので農家には不安がある。整備、水路の老朽化が進んでいるので早い対策が必要であると。やはり町と一体となって進めないと、事業に名乗りに挙げている地区が多く、なかなかそこに割り込んでいくのには厳しいが、後継者対策や耕作放棄地の拡大防止になるので、積極的に関わってはどうか、町長にお伺いいたします。

以上。

○議長（芦崎達美君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

水木壽保議員の土地改良基盤整備事業の積極的な推進についてのご質問にお答えをいたします。

能代山本地域において、平成28年度までに30a以上の区画に整備された「圃場整備率」は、最も高い藤里町が82.5%、次いで三種町が79.1%、能代市は62.1%、八峰町は60.4%

と最も低い状況です。能代山本の平均は68.9%であり、全県平均の82.9%を14%も下回っております。

圃場整備の立ち後れている本町において土地改良事業の推進は重要課題であります、多額の事業費を要するため、どうしても国や県の補助事業に頼らなければなりません。

現在、国庫補助による圃場整備事業の負担割合は、国が55%、県が27.5%、町が10%、農家負担が7.5%となっています。この農家負担の7.5%については、地域の担い手や農業法人への農地流動化実績に応じて、国から「最大7.5%の促進費」が交付されるため、限りなく0%に近い負担率となる大変有利な補助事業であります、関係者の「100%同意」が条件となっています。

水木議員もご承知のとおり、町では平成20年度から大沢土地改良区で圃場整備事業を実施するため、2年近くの歳月をかけて説明会や勉強会を繰り返し、現地調査や図面作成の終了時点で事業実施の仮同意を取ったところ、同意率が75%弱となり、残念ながら事業を断念した経緯があります。

また、沼田土地改良区では平成23年4月の勉強会から始め、以後、改良区の説明会や集落説明会を繰り返し、平成25年8月には沼田集落全農家の同意を得ることはできましたが、田中集落の一部農家の同意が得られず、農地が虫食い状態となっているため、いまだに事業化の目途が立っていない状況であります。

今後は、両土地改良区の事業化に向けて、可能な限り同意が得られない農家の説得に努めてまいりたいと考えております。

また、土地改良事業を進めるためには、何といたっても地元農家全員の機運の醸成、意思統一が何よりも大切であります。基盤整備事業の重要性について、町では各種会合や座談会等で問題提起するなど、これまでも増して積極的にPR活動に努めてまいりたいと考えています。「事業内容を聞きたい」など希望する地域については、町や県などいつでも何度でも地区に出向いて説明会や勉強会を行いますので、水木議員からも情報提供やアドバイスいただければ幸いです。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 3番議員、再質問はありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 平成20年頃向かったわけですけども、その時、私、事業推進委員長ということで頑張ったわけなんですけども、その時、県に進められて急なことで事前にやるまでの期間が短すぎてこう、農家を説得できなかったと、今考えれば。今、農家

の人、今、だんだんそばでやっている地域がありますので、それを見てきていますので、今は良くなったと思います。

それで、町ですけれども、前にうちの土地改良区の土地ですね、競売にかけて、固定資産税未納というかそういう案件もあったはずなので、これで土地改良すればこれが解消される、要するに集積とか何かでこうまとめられるので、それを買い上げというか、まずなるので、町にとってもこう優良な土地というか、個人の財産ではあるけども町の財産としても優良になって良くなるので、そういうことで是非とも町としても積極的に取り組んでほしい。それから、八森地区でもいろんな放棄地があります。それから、動物とかそういう出てきていますので、その対策としてもまず基盤整備とかそういうこれからの後継者づくりのために向かってはどうかと私個人的にはありますけども、考えているんですけども、どうでしょうか、町長はその点。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

基盤整備事業の重要性というのは十分認識をしております。したがって、平成20年の時、水木議員も中心になって頑張ったわけでありまして、あの際も2年もかけていろいろ段取りしたので、そんなに期間ないというわけではなかったとは思いますが、どうしても理解が得られなくて本当断念したわけでありまして、状況も変わってきましたので再度やるというようなことになりましたら町としても全面的に頑張ってもらいたいと思っております。八森地区についても、そういう可能性あるところがあればですね我々も一緒になって取り組んではいきたいと思っておりますけども、やっぱり中心になるのはその地域に当たる人方の基本的な同意、これがどうしても条件になりますので、やっぱりこの町だけで頑張るといってもなかなかいきませんので、やっぱりこれは双方お互いにですね協力し合って、この必要性を認めながら、うまい補助事業を使いながらですね頑張っていくということで、我々もこの後のいろんな機会を通してですね、この重要性については訴えながらまた、大沢、あるいはまた沼田のように取り組んできた経過のあるところもありますし、再度またやる場合ですね、そういった形ものは支援していきたいし、新たな場所があれば我々としても一生懸命頑張ってもらいますので、いろいろPRにも努めてまいりたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 今、私もまず六十何歳であります。将来を考えますと後継者は、

家には家を守ってくれる後継者はいますけども、田んぼを守る後継者はいません。それで、今もう大体人を決めてるわけですね、集積かけるために頼むよと。今からもう決めて頑張ってくれとお願いしたりしてるんですけども、その人はまだ若いんですけども、この先つくって行って本当に朝早くから、夜明けとともに仕事してるわけです。かわいそう。今は若いので体力もあるし、もつと思いますが、これからの先は大変だなと思ってるので、そういうのを育てるためにも集積とかと、事業を進めない駄目じゃないかなと思っています。

それから、私事ですけども土地改良に関わることで、うちの親父でなくてじいさんですか、それも初代の土地改良の役員として頑張ってる、何か縁あるのかなと思っていますので、私も土地改良にはかなり携わってきていますけども、何としてもこれ私の目の黒いうちというか、財産としてっていうか、八峰町の財産ですよ、これは。ですので、なるべく早くって言えば、やってほしいというのが要望であります。

それからもう一つは、今、県外さ出ていってる地主も結構います。結構相談されるんですけども、能代地区土地改良区の人に、職員に水木さん何とかどうにかならぬですかと言われたけども、そういう相談も受けますけども、やはりそれ何ともならないのが現状に近くなっております。代が変わっていますので、債務だけが残っていくと、そういうことになっていきますので、町としてもこれ健全な財産ですので、これを管理していくのも町だと思っておりますので、それを何とか頑張っていってくれればなということで、町長にもう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど前段に水木議員の方からもいろいろ現状について聞かれた時、用水の関係、水路の管理、あるいはまた農道が狭いとか様々な課題も出されていますけども、やっぱりこれから水木議員も後継者に託していくといった場合にですね、しっかりした基盤の整った農地で仕事ができるように引き継いでいくというのは、これは非常に大事な課題の一つだと思います。そういう面では、やっぱり圃場整備をきっちりしながら作業効率、大型機械も入ってもちゃんと作業能率が上がるような、そういう基盤整備というのは必要だと思います。そういう立場で、町としてもこの重要性というのは十分認識して今までも頑張ってきましたけども、これからも引き続きですね可能性のあるところについては一緒になって頑張りたいと思いますので、いろんな情報を寄せていただいて、

そしてまた町と一緒に進めるようにこちら側の方からもよろしくお願ひしたいな  
と思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） ありがとうございます。大変ありがたいことをいただきまして。  
私も今度頑張っていきます。まず、私の使命でもあるわけでありまして。あの土地改良さ  
もう十何年もお世話なったりしていますので、今も能代地区土地改良の維持管理の組合  
長を371町歩かな、そのくらいの末端だけの組合長をやらせていただいていますけども、  
やはりそういう組合もなければならぬという現実がありますので、私もこれからまた  
頑張っていきますので、何とか早めにできるような相談というか町にもやってもらえれ  
ばなと思って、質問にかえさせていただきます。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） これで3番議員の一般質問を終わります。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 皆さんおはようございます。通告に従いまして、2点について質  
問いたします。

1点目であります。学校教育について伺います。

いじめによる悲惨な事件が後を絶たず報道されております。我が町の教育は、小・中  
学生の学力が日本でトップクラス、ほかに先駆けICTの活用など学力向上に懸命に努  
力されておられ、全国から注目されております。校内外における道徳教育もしっかり行  
われ、非行やいじめはないと信じておりますが、その現状はどうか。

また、これまで防止等のためにどのような指導をしてこられたのか。これからの対応  
や防止対策等、どのように考え指導していかれるのか伺います。

2点目であります。防災対策について伺います。

町は有事を想定し、地域住民による防災訓練を実施しております。それにより、十分  
といわないまでも住民の安全が確保されていると思います。しかし、災害時に訓練のよ  
うに町が正確な状況を把握し、情報を迅速に適切に住民に伝えることができるのか。ま  
た、町の危機管理がしっかりと機能するのか、なぜか心配されます。その点について町  
の見解を伺います。

次に、有事とまではいえませんが、春頃、朝6時半頃より1時間ほど停電が岩館地区に  
ありました。電力は通じない。何も分からない。ちょうど食事の準備、出勤時間帯でし  
た。数人が我が家に聞きに来、また、近所の人屋外で困っていました。こういう時は

防災無線で教えるべきだと不満を漏らしておりました。このほかにも踏切の通行止めなど、通報が必要と思われる事象がこれまでにありました。生活に関わる情報は努めて収集できるような体制をつくり、有効に無線を活用することが必要と考えるが、当局の考えを伺います。

この2点、よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆様おはようございます。よろしく願いします。

配備されたタブレットにアップロードしましたので、タブレットを使って答弁させていただきます。

腰山良悦議員の小・中学校の不登校、非行、いじめの現状、そしてまた、もしあった場合の今後の対応・対策について答弁させていただきます。

まず、不登校の現状につきましては、平成29年5月末時点では、小学校は2校とも不登校児童はおらず、中学校は3年生が2名となっております。この生徒につきましては統合前の小学校6年時から不登校傾向を示しておりましたが、いじめの関連性はなく、要因としては、不安と情緒的混乱、無気力、家庭環境を含めた複合的な理由などが考えられ、理由を一つに限定することは難しい状況であります。

不登校2名のうち1名は、学校、教育委員会、秋田大学医学部の協力をいただきながらあらゆる手立てを講じてまいりましたが、残念ながら統合後も登校に至っておりません。もう一名は、能代市教育委員会で開設している適応指導教室「はまなす広場」を利用しております。適応指導教室とは、学校へ行きたくないが、少し家から外に出てみたい。でも、学校の教室へはまだ入っていけないというような児童生徒を受け入れ対象としており、ここへの出席日数は在学する学校の出席日数として加算されることとなります。

このような状況下であります。2名の生徒や家族とは円滑な情報交換ができており、教頭・養護教諭・担任を中心に今後の進路についての話し合いを継続しているところであります。

次に、ご質問の非行についてであります。小学校、中学校とも、少年法に規定されている犯罪行為、触法行為、また犯罪を行う恐れがある状態の虞犯行為については、既に統合した八森小学校を含めた小・中学校の統合後皆無であり、特に中学校については飲酒、喫煙、深夜徘徊等についても報告を受けてないことから、不良行為等の問題は現

在のところ発生しておらないと認識しております。

言うまでもなく、刑罰法令に触れる行為をしても13歳までは少年法で犯罪として扱われません。それは、少年法の目的が「少年の健全育成」と「非行少年の矯正」が目的だからであります。腰山議員におかれましては、長年にわたり地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防、そのための啓蒙活動、さらには相談等に応じて必要な助言や指導を行う保護司という更生保護行政の重要なお仕事を一生懸命頑張っておられますので、今後とも小・中学校の良き相談相手として今まで以上にお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、いじめの現状につきましては、平成29年5月末時点では小・中学校ともにゼロ件であります。

いじめ問題につきましては、国において平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、これに基づき文部科学省が「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しており、それを受けて当教育委員会としましても、全ての児童生徒が安心して生活し、ともに学び合うことができる環境を社会全体でつくり上げることを目指して、学校・家庭・地域・その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための「八峰町いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止と早期発見・早期対応の重要性を各学校へ指示しているところであります。

さらに、各学校におきましても、その学校の現状に合った特色のある「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止に努めることを最も重要な取り組みと位置づけ、児童生徒同士のトラブルや人間関係の状況を把握するための定期的な「学校生活アンケート」や、年2回の「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施しております。このアンケートはQ-U、クウェスチョネア・ユーティリティ・アンケートというもので、「やる気のあるクラスをつくるため」や「居心地のいいクラスにするためのアンケート」の2つの心理テストで構成されております。これを実施することで、「個人や学級集団についての情報」、「学級集団における児童生徒の相対的位置」を把握でき、これらから、「不登校及びいじめの被害を受けている可能性の高い児童生徒はいないか」、「意欲の低下や学級崩壊に至る可能性はないか」、「学級集団の雰囲気はどのような状況であるか」等の情報を得ることができるものであります。このほか学期ごとに行う面談等、特に中学校は毎日担任と交換する「生活ノート」等を活用し、常に実態把握に努

めております。

教職員は「いじめは、どの生徒にも起り得る」との共通の認識のもと、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度で、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、相談や指導を継続的に行っているところであります。

現在、児童生徒同士のささいな原因による悪口やいざこざ等はあったものの、重大事態の発生の報告は受けておりません。

教育委員会も独自の施策を講じており、秋田大学大学院医学系研究科の准教授による児童生徒・保護者・教職員への個別指導、中学校入学前小6・中1の連携交流事業、小学校就学前の幼小（保）連携事業、さらには教職員個人や学校・保護者からの相談については、迅速に対応していく体制をとっております。

次に、「もしあった場合の今後の対応・対策について」のご質問であります。通常は学校長を中心とした校内での即時対応、解決へと対処しておりますが、こと、生命・心身または財産に重大な被害が生じる疑いがある場合、いわゆる重大事態が発生した場合には、第一に教育委員会へ報告することになり、それを受けて教育委員会はその事案に対処する組織を設置します。組織は直ちにその事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を提供するとともに、再発強化防止のために必要な措置を講ずることにしております。つまり、学校側が単独で対応することがないよう、教育委員会を中心として関係者がチームで対応するシステムを構築し、被害を最小限に食い止めることを最重要課題として考えているからであります。

このようにして、いじめについては、しっかりとした方針のもとで対応し、迅速・確実に対策をとっていくわけですが、いじめを根絶するためには、学校・家庭・地域・教育委員会が円滑な情報交換を行い、地域全体でいじめや非行をなくすという意識を高めることが肝要かと考えております。今年度、町内全ての学校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）がスタートしました。コミュニティ・スクールは、家庭と地域と学校が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働して子どもたちの成長を支え合う仕組みであることから、非行、いじめ等の防止にも有効な取り組みになり得ると期待しているところであります。

教育委員会といたしましても、今後さらなる情報収集及び即時対応に努めるとともに、学校が安心・安全な学校づくりに邁進できるようしっかりと学校運営を支えてまいりたい所

存でありますので、腰山議員におかれましても一層の御指導、ご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、いじめ防止につきましては、各小学校のホームページに年間の計画も含めてアップロードしておりますので、タブレットで見ることができますので是非確認していただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 防災対策について当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） それでは私から、防災対策についてお答えをいたします。

災害時の正確な情報の把握と迅速な伝達、適切な指示などその対応につきましては、八峰町地域防災計画の活動体制計画で、地震、台風や豪雨などの気象災害が発生したとき、発生の恐れがある場合、さらに航空機などの事故災害が発生した場合、各関係機関と連携し、災害応急対策を実施するよう定めております。また、気象災害等が発生した時やその恐れがある場合は、設置基準をもとに災害対策本部、災害対策警戒部及び災害対策連絡部を設置し、情報の収集、関係機関との連絡調整、町民に対する広報などの主要業務やそれにあたる構成員を定めており、これまでもこの地域防災計画に基づき対応してきたものと認識いたしております。

停電時等の情報は、東北電力や東日本電信電話株式会社との災害協定の中で、あくまでも災害等で大規模な停電や通信の途絶等が発生した場合に提供いただくこととなっており、雷や倒木、飛来物等が原因となるものにつきましては、原則町側への情報提供はありません。

提供いただいた情報や住民の皆様からの問い合わせなどで確認できた情報につきましては、適宜、防災無線等を含め住民の皆様にお知らせしてまいります。確認できないものにつきましてはお知らせできませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、東北電力では高圧配電線をシステム監視しており、停電の範囲やその縮小状況なども定期的にホームページに掲載しているほか、お問い合わせに対するコールセンターも設置しておりますので、そちらの情報も広報等で周知してまいります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 5番議員、再質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） ただいまは教育長より縷々詳しく答弁いただきまして、どうもありがとうございます。それで少しお聞きしたいことがあります。不登校の子どもにつ

いてですが、何かはまなす広場の方に行っているということのお話でしたが、現在行っておられるその2名ですか、その子どもたちの何ていうんですか、そっちの方の校内での状況といたしますか、それとですね、今後そういう子どもたちを指導されて、何ていたしますか、普通にこう通学できるようなそういう状況にいずれあるようにまず努力されていくと思いますが、その可能性といたしますか、その点ちょっと伺いたいと思います。

それと、中学校では生活ノートの何といたしますか、交換といたしますか、そういうのをやっておられるということ伺いましたが、それは大変結構なことだと思います。お互いにその事業を知る上では大変必要なことだと私もそのように考えております。その答弁の中で、小学生のことを言われておりませんでしたので、小学校ではどうなのかと。それについても伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

まず最初のはまなす広場に通ってる子どもでありますけれども、ようやく学校の中の教頭先生や、また秋大の先生も含めてですね、養護教諭も含めて、はまなす広場まで行ってみないかと。はまなす広場というのは適応指導教室ということで、学校まで行けないという子どもを能代市に、能代市役所が建築するまでは元第二小学校で開始してましたけれども、市役所ができてからはサンウッドにその施設を設けて、先生を配置して少しずつスポーツや友達をつくって学校に教室に入っていけるようにしようというそういう設備でありますけれども、能代市で経営してまして能代市山本郡内の子どもも希望であれば受け入れるというそういう施設であります。ようやくそこまで通えるようになったという努力はですね、学校の並々ならぬ努力があると思います。これから、ようやくですね1名の子どもにつきましては、この前学校へ行ったら保健室にありました。たまたま養護教諭が地元出身の養護教諭でありまして、子どもの状況もよく分かる方でありまして、子どもと話をし、時間が取れるという状況であれば空いてる先生がそこで授業を行うと、そこまでようやく来たということでありまして、時間をかけて丁寧にその子どもを通常学級の方へ戻れるということにこれからも努力していくという考えでやっております。

次に、生活ノートであります。中学校は、ただいまは2クラスあります。ただ、小学校は学級担任、そして中学校は教科担任です。担任の先生でも子どもたちに1日接しない場合もあるわけです。そういうことから朝のホームルーム等々しか顔を見せない時も

あるわけでありますので、そういう意味で子どもたちと交換日記みたいな形で間を縮めるために生活ノートというものをつくってやり取りしてる。非常に効果も上がってるわけであります。ただ小学校はということになりますと、小学校は学級担任であります。朝から、バイバイとバスに乗るまで一人の先生が一つの教室で子どもを見て、見守りしながら勉強授業してるわけでありますので、今のところは生活ノートというものは使っておりません。丁寧に対応をしているものと私は考えております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） ただいまはいろいろとこうお聞きしたわけなんですけど、当初最初の答弁でも聞いてる限りではないという答弁をまずお聞きして、非常に安心しておるわけであります。しかしながら、あるとしてもですね知らないでいる場合があるかもしれません。いずれにせよ早期発見のため、学校で定期的に調べるとかそういうような方策も必要ではないかと私は考えますが、その点についてどのように考え、当局の考えをお聞きします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えいたします。

先ほど少し長かったですけども、取り組みについては縷々お話をさせていただきました。私、一番学校では、現在様々全国で起きてるそういう状況もありますので、かなりきめ細かく対応しておりますけれども、昨日の質問にもありました商店の数も少なくなってきた、地域の子どもたちがその少ない商店、腰山さんも商店主でありますけども、コンビニやその商店でついこう出来心でいたずらをして、いろいろなことに配慮して学校に知らせないケースもあるわけであります。少年法で規定されてるように子どもの健全育成のことを考えると、自分たちで保護者に言えない場合は是非とも私ども学校に知らせてほしい。そこだけ、学校は間違いなく教育委員会も含めてその対応をしておりますので、地域の皆様方におかれましては、その点については是非お願いを逆にしたいなと思ってるわけであります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 質問というあれではないんですが、これから万全な対策と申しますか、うまく機能し、それが未然防止に繋がるよう期待し質問を終わります。どうもあ

りがとうございました。

○議長（芦崎達美君） 1問目の答弁はよろしいですね。

○5番（腰山良悦君） はい。

○議長（芦崎達美君） 2問目の防災対策について、再質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 先ほど町長の答弁で、無線の件なんです確認できないものではないというような答弁がありました。いや、それは確かに確認できなければできません。ただ、住民が通報、町に通報するとしてもなかなか通報できない場合もあると思います。そういうので、できれば何といたしますか、難しいかもしれませんが、やはりそこら辺、通報がいったらすぐ判断して行動するとか放送するとか、そういうような対策も必要だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり東北電力とは災害協定を結んでおりますけども、それはあくまでも大規模な災害等が発生した場合というふうに限定をされております。したがって、小規模な部分的なものについての町への提供は今のところありません。町の方で確認できたものは防災無線で流すことは可能ですけども、ただ未確認なものをいたずらにですね町民に流すということになれば、これはこれでまた混乱を起こすもとになりますので、そういったものをしっかり確認したものでこれは住民にお知らせした方がいいという情報であれば、防災無線を使って私の方でも流すことにします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） それでですね、まず災害あった場合ですね住民にももちろん通報しなければいけないんですが、庁内でのそういう体制といたしますか、そういうのは何かマニュアルとか何かそういうのはあって、住民に確実に正確に確実に迅速に伝えることができるか、そのための危機管理といたしますか、それに対する訓練といたしますか、そういうのは庁内で行われているのかお聞きします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたけれども、防災計画の中で、状況に応じながら、災害が実際起こった場合は災害対策本部、あるいはまた起こる危険性がある場合は警戒部、あるいは

また、いろんな情報をまず収集すべきなら情報収集に情報対策連絡部というように計画の中で設置されていますので、その状況に応じながら、もちろん招集される職員の範囲もそれで決められていますので、それに沿って情報収集をし、あるいはまた警戒をし、災害あった場合はそれに対応するという手順をきちっと踏まえながらこれまでやってきましたので、今までの中ではそれで十分機能しながら対応してきておりますので大丈夫だなというふうに思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） もう一度、住民に防災無線で知らせるということで伺いますが、確かに、確かでないその情報といいますか、それは把握できなければ通報できないのも分かりますが、やはりそこら辺、できたら地域から、その住民からそういう情報がありましたら、できる限り判断、執行部に対して判断を仰ぎ、と、担当に判断を仰ぎまして、極力住民の安心のためにそういう防災無線を使ってそういう通報をするような体制といえますか、そのように努めていただきたいと思います。これで質問を終わります。どうもありがとうございました。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） これで5番議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は11時5分。

午前10時55分 休 憩

.....  
午前11時05分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第53号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 議案第53号、工事請負変更契約の締結についてをご説明いたします。

平成29年6月12日に指名競争入札に付した八峰町未来づくり交付金事業 ホダ製造建屋建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的 八峰町未来づくり交付金事業 ホダ製造建屋建設工事

契約金額 2億5,380万円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々43番地1

高田住宅工業株式会社 峰浜本店

本店長 福 士 久 紀

支 出 項 目 平成29年度 八峰町 一般会計

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 目 農業振興費

平成29年 6 月16日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

このホダ製造建屋につきましては、鉄骨平屋建て、建築面積は約130坪であります。ホダを製造する特殊機械一式のほか、空調設備、電気工事、キュービクル、受水槽や水道工事、それからオイルタンク、外構工事など、全ての経費が含まれた契約金額となっております。

工期に関しましては、6月の19日から12月20日までの約半年間となっております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番須藤正人君。

○4 番（須藤正人君） 本案について異議を申し上げることはないんですが、入札方式についてお伺いをしたいと思います。

前に総合評価方式という入札方式で入札を行われた時代がありました。一番安い、一番低い金額で入れた業者がその工事を取れなかったというようなことがあったわけであり、指名競争入札にプラス総合評価がプラスされるということで、大変霧に包まれたような入札方式でありました。その時に私が、この入札方式をどうして取り入れたのかということをお伺いしましたら、県の方でこの総合評価方式が主流になってきていると。町でもこの方式がこれから主流になってくるというような説明がありました。ところが最近我々に入札調が渡ってくるわけですが、指名競争入札だけで総合評価方式の入札方式が取られていないと。どうも前に答弁したと違ってきてるなというような思

いがあります。これもですね、どうしてこうなってきたのかということ、また新たにですね指名調査会の会長である副町長にお伺いをしたいと思います。副町長よろしくお願ひします。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの4番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。  
休憩します。

午前11時10分 休 憩

.....  
午前11時11分 再 開

- 議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

- 副町長（伊藤 進君） 私の方から答弁いたします。

ただいま須藤議員の方から、以前、町の方でも総合評価方式でやった時もあるんじゃないかと。何で今回違うんだというふうなお話ですけども、前回試行というような形でやった経緯あるわけですけども、いずれそれがこういう小さい町村といいますか、工事費等からいってあまりなじまないというふうな形の中で、今指名審査委員会で判断する基準というのはその発注方法といいますか、どういう形でどういう業者を選定してやるかということで、いずれもうかなりやってないですね。いずれ前の時、段階はだから試行というような形でやってましたので、いずれこういう小さい町村にはあまりなじまないというか、手間もかかるし、そういうことでいずれ今それを採用してないということでもあります。

- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。4番須藤正人君。

- 4番（須藤正人君） いや、なじまないということではなくて、当時ですね、この総合評価方式というのは入札方式としては、もう町としても主流になると、こういうふうな形になってくるんだということを我々に説明したわけですよ。ところがね、その一時期だけで、流行りの半纏みたいな形で、もうここずっとその方式がとられていないわけです。1年間だけだったのかな。主流になるって言ったんですね。県の方でもう、県の方では総合評価方式が主流で、この町でもこういうふうな形に入札方式が変わってくるというような説明があったわけです。ところが、いつ間にかもうなくなってる。指名競争入札だけになってるというようなことだから、もし、今副町長が話したような事情であればですよ、その辺のところをですね、こういう入札方式をとったけども我々町

にはなじまないというようなことを、私がさっき言った一番低額の業者がとれなかった、その時は一千数百万円の、2,000万円までいかない工事だったんですね。それが総合評価方式で一番最低の金額であったにもかかわらず、その上の金額の業者がとったと。業者にもその方法がなじんでなかったんですね。そのとれなかった業者、私に来ましたよ。泣いて話してました。なんでこうなったのか。それで私が議会で聞いたわけですが、その聞いた時にそういう主流になってくるというような話があったわけです。ところがもうずっとそれから、まあ何件かありましたけども、それからなくなってきたと。これはやっぱりもしそういうふうに変ったのであればね、我々議会にも主流になるって言ったんですから、こういうことでこれからはやっぱり指名競争入札に戻しますというようなことをひとつあっても私はいいと思うんですが。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 須藤議員のおっしゃるとおりでございます。実際問題、私もですね、その総合評価方式というのは専門でありませぬので、はっきり技術的なものは分かりませぬけれども、いずれそういう今言ったような形の中でやめたということで、本来であればその段階で議員の皆さんにもその方式をやめるということをですね伝えるべきであったと思いますし、いずれ、後ほどですね、やめた経緯を担当の方にしっかり聞いた中でまた報告したいと思いますので、どうかひとつお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） この工事は大変注目されておる工事だと思いますし、やはり今ここに課長からもお話ありましたが、半年間でこの工事を全部仕上げていくということでございますけれども、例えば前のように物資の不足だとかいろんなことが予測される中で、果たして半年でこの工事しっかりと完了させることができるのかですね、いささか不安に思う部分があるわけではありますが、大丈夫でしょうか。課長でも結構です。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

工期が半年というふうなことで大丈夫かというふうなことでございますけれども、我々も設計を担当していただいた方にいろいろとこう相談をいたしまして、通常であれば大体こういう工事はどのぐらいの工期が必要か、そういうものをいろいろと相談しましたけれども、この半年でも十分だと。何かあった場合でも対処できるというふうなこと

で半年あれば十分だと。本来でいけばもっと短くてもいいんだけど、十分な期間を見てというふうなことで6か月というふうなことで聞いてございますので、大丈夫だと考えてございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 業者の方も自信をもって工期を定めておるようでございますので、どうか手抜かりのないようにですね現場の方とよく連絡調整をとりながらですね、もし仮にいろいろな自然災害等も考えられるわけでありますから、そういった場合は速やかに工期を延長しても構わないので、立派な施設になるようにですね是非努力していただきたいというぐあいに思います。

以上です。答弁ありません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今課長の説明では、電気、それから中の設備も含んだ金額だという説明でありましたけども、中の設備等についてかなり特殊な設備だろうと思うんですね。この高田住宅工業、なるほど建屋建てるのは専門業者ですので問題はないと思うんですが、中の設備も含んで入札に付したと。ちょっとこう私にすればちょっと腑に落ちない部分があるんですよ。それこそ中の設備については特殊な工事だろうと思うんですが、それを含んだ金額にしたという、何かこう特別な理由でもあるんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 6番議員の質問に対し、答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 私の方からお答えいたします。

今の柴田議員からご質問ありましたようにですね、普通こういう工事、分割発注、一括発注、それからJV、ジョイント・ベンチャーですね、いろいろ考えられるわけですけども、今回につきましては一番最優先したのが、最終的に扱うものが普通の学校とかと違ってキノコですので、生き物ですので、万が一故障とか起きた場合に、分割発注した場合に、前の工事とはいいませんが、いろいろその責任の、どこに責任があるかということで結構時間がかかると。そういうことで、今回キノコの場合は、そういう時間がなかなかもてないし、長くなった場合は補償問題出てくるっていうことで、そういうことであれば一括で発注して、発注したもとの、そういうふうなトラブルが発生した場合にはそこが責任をもって対応すると。そういうことでいろいろ審査委員会の中でもいろいろ議論になったんですけども、そういうことで今回一括発注というふうな形を

とりましたので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今、皆川議員も質問されておったんですが、工期が半年間ということで非常に短い工期でありますので、分離発注にした場合どうしても業者間の連絡、対応で工期が長くなるというのが通例なんです。ですから、そういう観点からもし一括で入札に付したという経緯もあるんだらうと思うわけですが、責任の所在云々という観点からもうような説明でしたけども、それこそおそらく中の設備を行う業者さんは能代山本管内の業者さんではないんじゃないかなという気するんですが、その点どうなんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 今のこういう設備の場合、電気、それから設備関係、空調関係、そのほかに今言ったようにその接続になる、使う特殊な機械ですね、いろいろ入ってくると思うんですけども、いずれそれは受注したところでどういう発注の仕方するかちょっと我々ではちょっとそこまでは干渉できませんけれども、いずれ今先ほど言いましたようにどうしても分離発注した場合に、おめ方がそこさそれを付けたために接続がうまくいかなかったとか、そういうあれが出てくるものですから、そういう面からいけば今言ったとおり、おそらく特殊な機械については専門的な機械扱ってるところへ出すでしょうし、電気は能代山本でもA級の電気屋いますので、設備についてもいますので、その辺は、あと業者の方にお任せすると。ただ、その辺についてはある程度、ある程度というか、常識的に考えてどちらもA級を使うんじゃないかというふうには考えています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可

決されました。

- 議長（芦崎達美君） 日程第5、陳情第4号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情についてを議題とします。

本件については、6月14日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について総務民生常任委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員長。

- 総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

6月14日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情について、6月15日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、日本が唯一の戦争被爆国であること、八峰町が非核平和の町を宣言していること等を考慮し、全会一致でこの陳情を採択と決定いたしました。

- 議長（芦崎達美君） 菊地委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番山本優人君。

- 10番（山本優人君） 委員長にお聞きしたいと思います。

非核化は理想でありますけども、非保有国と保有国との2つに分かれておるわけですが、日本はまず非保有国として条約に参加すればいいという陳情書の内容でしょうが、現状がアメリカの核に守られているという状況の中で、反対の立場でその条約に参加するということは、アメリカに対して反対をすると、核を持つなということになるわけです。その辺の実情をですね委員会の中でどういうふうな意見集約があったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

- 議長（芦崎達美君） 菊地委員長どうぞ。

- 総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） この核兵器の禁止というのは、これは全世界共通の思いだと、それは私は思っております。そういう中で、国民の住民の思いと、それから国家のこの政策、そして方向性というのが全く今乖離しているような状況のこの案件だ、このように思っております。といいますのは、この会議に参加している国が、この会議に参加していないのは核保有国、それとその傘下にあると言われるような例えば韓国、日本、それからNATO、ドイツ、カナダのようなNATOの国々でありまして、そういう国々が参加していない中に参加して意見を述べる、何のその効果が期待できるんだろうかということでの国家の日本国の考え方のようにあります。そしてもう一つが

北朝鮮のこの核に対する脅威というものも日本国にあるわけで、それがその会議の中のそれが効果というものにそれが発揮できるんだらうかということでのその疑問もいろいろこう言われております。ですから、単純に素直な気持ちで広島と長崎のように、ああいう被爆された地域の市長さんが外務大臣と何回と会談して要請しておりますが、国としては明確な答えを回答せずにその会議には参加していないのが実情でありまして、私が考えるに、ちょっと話変わりますが、今のこの国会でいろいろと議論されているあのような混乱をしているような状況のような案件、そういうもののように国民と国家の方向性というのが少しそこに全くずれておるようなそういう状況の案件だと、私は個人的には思っております。ただ、この非核化というのは、やはり一住民としても議員としてもこれは何としてもそうしなくてはいけない方向なんだということは認識されたことでありますので、全会一致という結果に相成りました。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第4号について討論を行います。討論ありませんか。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

日程第6、発議第4号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第4号をご覧ください。

平成29年6月16日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地	薫
賛成者	同上	皆川	鉄也
〃	〃	腰山	良悦
〃	〃	柴田	正高
〃	〃	嶋津	宣美

日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。陳情第4号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第4号採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程など議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年29年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午前11時34分 閉 会

